

監獄雜誌

第拾卷第四號

目 録

○口繪

●大久保監獄局長肖像

●白耳義國レウエン分房中央監獄縮圖

○會說……………(一頁)

●新任内務次官監獄局長を歓迎す

○論說……………(三頁)

●伯林見聞記(第二回)

●監獄改良の理説及經驗(承前)米國「エルマイラ」監獄典獄、ズ

●列逸聯邦ハンブルグ、ホルン養育院(ラウヘスハウス)

見聞記(承前)

●警察署に屬する留置場……………若山茂雄君

●脚氣病に就て……………陸前畑一岳君講話

●敢て學會記者に告ぐ……………安藤左守君筆記

○海外通信……………(三六頁)

●於英京倫敦廣津友信君より留岡幸助君宛の書翰

○雜錄……………(三七頁)

●文官任用、分限、懲戒の三勅令●通譯兼掌看守を

置くこと……………三井久陽君

●監獄衛生と監獄教誨……………浪々生君

●内務省監獄報告例調査方に就て……………三井久陽君

●看守採用に就て……………杞愛生君

●看守辨當料に就て……………碌々生君

○雜報……………(四六頁)

○寄書……………(六三頁)

●數件

○典獄召集の期日確定

本誌雜報に一言せり典獄會議は愈五月十日を期し典獄をして出京せしむべき旨本月十四日内務大臣より各地方長官に訓令を發せられたりと云ふ、尤も本年の典獄會議は諮問訓示せらるべき重要な監獄問題多きとの事なれば會議期日も一週間以上は要すべきとなり、姑らく疎隔したる全國典獄諸君の帽影颯聲今や期月の間に相見へんとす、吾人の歡喜之に過ぎたるはなし諸君の上途は是れ吾人の歡迎する所ろ、山海の行路、幸に健全にして着京せられんことを今より翹首するものなり自今回は北海道集治監各分監長をも召集せらるべきとなり

○大久保局長の歡迎會 (兼八田、中村、三浦三氏の送別會)

本月十六日(第二日曜)監獄局員の發起にて東京九段阪上富士見軒に於て大久保新局長の歡迎會を催し兼て今回岩手、高知、愛媛三縣の典獄に榮轉せられたる中村、三浦、八田、三氏の爲め送別會を開かれたり、當日會する者無量六十餘名、大久保局長及三氏の外警視廳三署神奈川、埼玉、群馬等の各典獄始め署僚並原胤昭、留岡幸助佐野尙等の諸氏及本會の磯村又列席の榮を得たり、當日午後五時頃より立食の饗應あり席上山上課長の挨拶に引續き小河事務官の歡迎(局長の爲め)及惜別(三氏の爲め)の辭、大久保局長の演說並三氏の挨拶等あり終て歡談笑話十二分の歡を盡し退散せしは午後八時の頃なりし

◎監獄官教科書續編豫約出版廣告

中村 襄君著述

監獄官教科書續編

外國人拘禁處遇法

全

- 四六版凡百七十頁 ○厚表紙美裝
- 定價金參拾錢 (全國無遞送料) ○豫約價一部金貳拾五錢(同上)
- 豫約申込期限更ニ五月十五日限り期限后ハ必定價ニ復ス
- 製本完成四月二十五日申込順ヲ以送本ス
- 官署名又ハ署長、書記、看守長諸君若クハ監獄雜誌及本會發行書籍代集金御主任ヨリ御申込ノ外ハ前金御送付ニ非サレハ一切送本セス
- 代金ハ書籍到達ノ即日郵便爲換ヲ以本會宛四谷郵便支局振込ノコト

一本書ノ目的

曩キニ發行シタル監獄官教科書補足ノ爲メ之レカ續編トシテ著述セラレタルモノニシテ專ラ外國人ノ拘禁者ヲ處遇スルノ方法ヲ講究スルノ資料タラシメントスルニ在リ

一本書ノ基礎

監獄則、施行細則、刑法附則及内務大臣ノ指示并ニ當局者ノ意見ニ則リ之
レカ應用ノ適否ヲ論述シタルモノナリ

一本書ノ引照

小河岳洋氏ノ講話、香港監獄則及同地監獄ヲ實查セラレタル山上義雄氏
等ノ談話又ハ横濱在留英國商法會議所員カ本國ノ命ニ依リ條約改正委員
ノ資格ヲ以我監獄ヲ視察シタル意見報告書等ヲ摘載セリ

一本書ノ印刷數

監獄官教科書御研讀ノ諸士ニ頒ツノ主旨ナルニ依リ多クノ餘部ヲ存モサ
ルヲ以有志諸君ハ此際一時ニ御申込アラント切望ス

一本書ハ監獄官教科書御購讀員ヘ實費ヲ以頒ツノ目的ナルヲ以教科書御研讀
ノ諸君ニ限り左ノ割合ヲ以御需要ニ應スベシ

一部金貳拾錢 (全國無遞送料)

明治三十二年三月

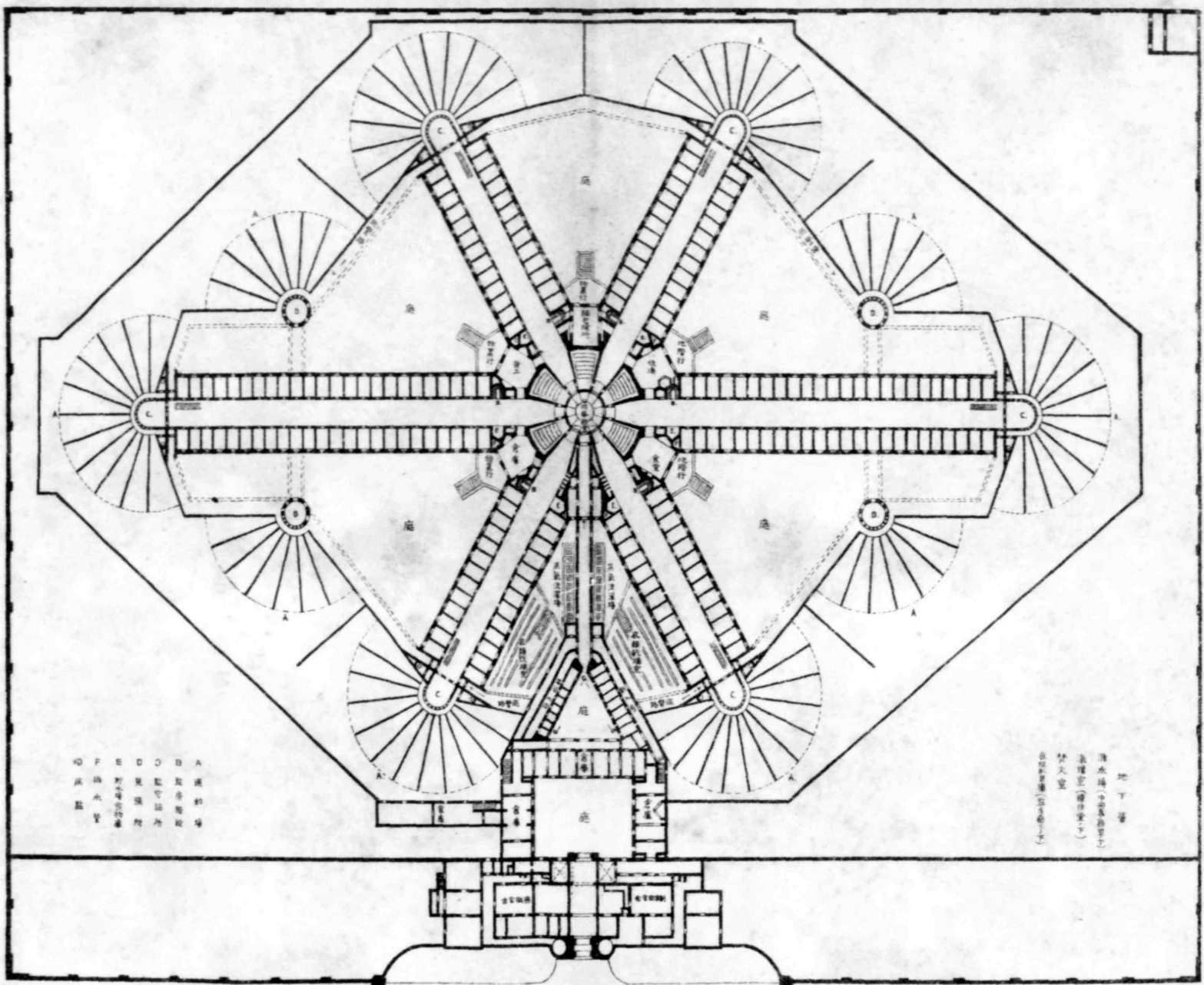
發行所

警察監獄學會



猶興舎印行

君武利保久大長局獄監省務内



- A 通約場
- B 監守場
- C 監守場
- D 監守場
- E 刑務所
- F 刑務所

地下室
 清水場 (浴室等)
 洗濯室 (洗濯室)
 禁煙室
 監獄 (監獄)

白耳レウエ分房中央監獄 (定員六百八) 一千分一



監獄雜誌第十卷第四號

(明治三十二年
四月二十日發行)

會 說

○新任内務次官、監獄局長を歓迎す

條約實施てう第二の維新を目前に控ゆるの今日、我監獄事業中改良施設を要すへき事項を擧ぐれば指を屈するも尙足らざるものあり、曰く監獄則の改正、曰く監獄官吏の養成、曰く外國人拘禁問題、曰く監獄費國庫支辨、曰く監獄監督權の統一、曰く監獄建築等就中其主要なる問題にして苟も以上の如き紛糾錯綜せる監獄問題を裁斷し以て監獄改良事業を大成完備ならしめんと欲せば須らく政府當局者に偉人豪傑其人を得るにあらざれば奚ぞ能く此磐根錯節を料理するを得べけんや、是れ即ち吾人が平素當局其人を得んことを庶幾するの原因亦た茲にあらざるはなし、回想すれば今回政府は文官任用、分限、懲戒の三勅令を發表し之れが施行に際し大小官吏に多くの交迭を斷行したり是れ或は今回發布の文官分限令に依り官吏の身分に保證を與へたる結果として老朽の官吏を陶冶するの旨趣に出たりと風説す、吾人は素より其理由の眞疑は之を知るを得ずと雖も今回の交迭に該り斯道に直接監督の職任を有する内務次官及び主管監獄局長に交迭せられたるあるを見る、故に吾人は此際聊か蕪言を叙し新次官新局長を歓迎するの辭となさんと欲す讀者幸に之を諒せよ

說

會

(一)

新任内務次官小松原氏は嘗て内務省警保局長として親しく監獄行政監督の衝に該られたるため當時氏は非常の熱心を以て斯業の爲め盡瘁せられたるは將に掩ふべからざる事實にして経験ある監獄當局者は悉く之を知悉せらるゝ所なるべしと信ず、現に彼の久しく朝野の間に宿題となれる府縣監獄費國庫支辨問題の政府案として第二帝國議會に提出せられたる當時の警保局長は即ち小松原氏にして氏は該法律案通過に就き滿腔の熱誠を注かれ筆に口の本問題通過に努められたるは今更ら吾人の贊辯と要せざる所にして苟も氏の經歷を知る者は氏と我監獄改良事業との關係如何に親密なるものあるやを知るに難しとせず、既に以上の如く監獄と氏との間に密着の關係を有したりしに今回更に氏か内務次官の顯職に就かるゝに至り、吾人か再び斯道の上に次官として小松原氏を歓迎するに至りたるは豈に偶然ならずとせんや、况や氏が嘗て局長として在官中盡力せられたる監獄問題は、年後の今日尚ほ依然として未決の問題に屬するに於てをやは實に奇偶中の奇偶にして吾人の喜悅之に過ぎたるはなし、是れ即ち他にあらず當年の局長として推戴せし監獄改良家たる小松原氏を次官に仰き來る第十四帝國議會に於て監獄費國庫支辨問題に就き氏の敏腕を藉 該法律案の通過を期するの豫望あるを以てなり、豈に當り監獄費國庫支辨のみに限らんや、况んや此他に冒頭に掲げたが如き重要な監獄問題の前述の堆積するものあるに於てをや

既に前述の如く監獄事業に際し關係を有せらるゝ小松原氏を内務次官に戴くに至りたるは將來監獄改良前途の爲、斯道の多幸なるも更に小池氏の後任として監獄局長に歡迎せしは大久保内務大臣秘書官なり、聞氏は故人久保公の令息にして、春秋に富み同識多才の君子にして嘗て久く米、獨に留學し政治法律を専攻せられ現に兩國の學位號 兼ね有せらるゝと、氏は亦嘗て樺山臺灣總督に從ひ臺灣の新領土經綸に執筆せられ而して後又樺山伯西郷侯に内務大臣秘書官として令聞後からさりしに、今回一躍して專任監獄局長の椅

子を襲はるゝに至りたるは吾人は氏の榮進を祝する、同様に氏に厚望するの深厚なる寧ろ前局長に優るゝるも決して劣ることなきを敢て 茲に斷言するを憚らざる所なり、是れ即ち目下監獄改良の過渡期に該て氏に待つの大なるものあり今後氏の敏腕 依て以て以上の諸問題を完成し以て監獄改良事業として彼岸に達せしめられん と、庶幾すべしはなり

之を要するに今回新に吾人の仰き戴くに至りたる内務次官、監獄局長は吾人滿腔の喜悅を以て之を歓迎するは主要前項に述べたる如し加ふるに傍ら小河事務官の輔佐を以てせば監獄關係の難問題は正に快刀亂麻を截つかかく越て之を成就せられ得べきは吾人の確信して疑はざる所なり、敢て新任次官、局長を歓迎するの不文を草一併して、氏の幸福健康を祈ると爾云

論說

○伯林見聞記

(第二回)

小河滋次郎君述

前回は警視廳の話を書きましたが警視廳の納りは監獄で着くので即ち警視廳で取調べた所の事柄は多くは未決拘留に至つて終局するのであります、故に今回は拘留監の事に就て御話を致しますが恰ど我が東京の鍛冶橋に監獄署が在つて警視廳で取調べた其罪人の終局を着けるが如く伯林にも一つ獨立した拘留監の設けがあるのであります是はモアヒートと云ふ所の刑罰裁判所、此裁判所の事は後御話を致しま

するが、是に附屬して設けられてゐるのであります、此モアヒートと申す所は今から三十年程前までは恰ど東京の牛込とか麻布と云ふ様な所であつて人家の少ない殆ど茫漠たる原野の様な極めて淋しい所であつたのであります、今では伯林の地域が非常に擴張致しましてモアヒート杯殆ど市街熱鬧の地域となつたのであります、此處に監獄が二つあります、一つは懲役監獄では恰ど日本の集治監の様なものに當ります、一つは即ち托留監獄では今から十七、八年前刑事裁判所と同時代に新築せられたものであります、モアヒートの監獄と申しますれば懲役監獄である様に誰も考へませんが、是は懲役監の創設が古いからであるのであります、此懲役監の方は内務省の所轄であつて、彼のクロウチ先生が典獄をして居られた所で、私の重に研究したのも此監獄であるのであります、此懲役監を造つた時分は即ちモアヒートがまだ極く淋しい頃のことであつて畢竟市街を離れて淋しい所であつたから監獄も出来たのであります、それが今では繁華な要衝になつて最早懲役監などを置くには最も不適宜な位地になつたのであります、今日では他に之を移轉しなければならぬと云ふ議論が盛んに行はれて居る程であります、今では此土地を賣却致しますると其代金で他に相當の地所を下して立派な監獄が出来ると云ふとあります懲役監の事は茲で御話する必要はありませぬが唯拘留監獄と混同するの恐あります爲め一言して置くのであります、歐羅巴の都會杯では譬へば巴里でも伯林でも維也納でも多くは獨立した一の刑事裁判所の設けが、此處には必ず拘留監獄が附屬して居るのであります、尤も白耳義のブルッセル杯にして見ますると此處には世界無比の立派な宏大なる裁判所があるのであります、此處は國も小さいのでありますから別段獨立したる刑事裁判所と云ふものゝ設けはないのであります、拘留監獄は裁判所の内に附屬して設けられてあります、我が東京の如き大都であつて見ますれば是非一の獨立したる刑事裁判所が必要であらう

と思ひます、若獨立した者が設けられるならば此處に拘留監獄が附屬して設けられなければならぬと考へます、伯林にも前申上げましたるが如き獨立したる刑事裁判所はモアヒートに設けられて其規模は非常に宏大なるものであります、此處に附屬されて居る拘留監獄も極めて完全に出て居るのであります、此拘留監獄は男の被告人が千二百人の程度で出来て居るのであります、平生は大抵千人内外であります、あります、其構造は五翼から成つて三階造であります、凡て分房制と言つても宜しい位である、尤も多少雜居房もあるのであります、被告人でありますから其衣類は悉く自辨であるのは勿論であつて中にはナカ／＼立派な衣物を着て居る者も、又随分如何はしい縋縋を纏ふて居る者も、澤山居ります、尤も我國と同様に非常に不潔の衣物を着て居る奴とか或は又時期に適しない衣物を着て來る者があります、是には一定の獄衣を貸與することになつて居ります、被告人の多くは監房内で各自の技能に依て色々な仕事をさせてあります、拘留監獄の拭き掃除と云ふ様なことはすべて義務的に強制して是をさせると云ふことになつて居ります、我國では拘留監獄の炊事掃除又は病者の看護と云ふ様な事は凡て被告人を使はない或は四人を使役する又は押丁の分掌に屬することになつて居りますが、彼地らでは是等の事も矢張被告人にさせることになつて居ります、但此種類の仕事に就かせる者は證據を湮滅したり又は逃走する等の恐のない者を選んで居るのであります、被告人の仕事はドンナ物であるかと申しますと先づ大体極めて輕易な、所謂坐作の業と云ふ様なものであります、即ち紙の造花を拵らへるとか或は封筒を造るとか又は製本杯もさせて居ります、其外大工、指物、彫刻杯の仕事に従事させて居る者もあり又身分のあり教育のある者杯には筆耕、寫字或は製表杯の仕事させることになつて居ります、拘留監獄の監房の廣さは奥行が四「メートル」間口が二「メートル」で窓の大きさは一「メートル」四方で其位置は被告人が監獄

内で立つても又脊伸を致しまして外部を見ることの出来ない程の高さに設けられてあります燈火は瓦斯を用ひて居ります又監房内を温めする爲めには鐵管で蒸氣を送る装置が付いて居ります、房内には鐵製の寝臺が有ります、其上に「クット」が臥具になつて居りますが其色は青であります、又房内の隅に棚が造つて有ります此棚の上には櫛、桶、唾壺、食器、書籍の類が載せてあります、麵包杯食ひ殘しが随分澤山載つて居りますから腹の減つた時分には時々是を間食に供するであらうと思はれます、其他造り付けの「テーブル」と腰掛が備へられてあります、拘置監にも矢張教誨堂の設が有ります、是は監房翼の外に別に二階造になつて極めて莊麗に設けられてあります、此教誨堂の下層の一部分には矢張分房制の監房が二十程ありますが、此監房には多く身分のある者即ち新聞記者であるとか或は議員の様な名譽職で、持つて居ると云ふ様な者其外社會に於て名譽ある位地を占めて居る様な種類の者を收禁することになつて居ります、四、五年前のことで有りましたが露西亞の皇族が何か犯罪の事件があつて監獄に拘禁せられることになりましたが其時には此監房の内に入れて置いたと云ふことであります、又怡ど私が彼地から居りました時分に日本の學生が或民事事件の鍾れの爲めに監獄に拘禁されることになりましたが其時、矢張此監房に收容せられたのであります、此監房は詰り拘置監内の特別上等室でも云ふ様なものでありまして普通の監房に比すれば何處もなく一層立派に出来て居つて房内常置の臥具、椅子其外の装置も餘程周到であります、其模様は私杯が伯林の下宿屋に居る室内の有様と殆ど變りはない位であります、尤も斯う云ふ所へ遣入ります四人は衣食其他殆ど自辨であつて何人の串はない病人が費用を拂つて病院へ遣入つて居り又は旅人が宿賃を拂つて旅宿に在る様な体裁と一樣であるのであります、白耳義の「ブルツセル」にありますが自辨被告人を入れて置きます監房杯は此所杯に較べて見ますと尙一

層進歩したものであつて房内の設備は殆ど上等の「ホテル」と言つても宜い位の有様で立派な「テーブル」もあれば其上には被告人の好む所の種々なる書籍類が列べてあり又花瓶には花が挿してあり立派な額も掛つて居ると云ふ様な有様で實に豊澤なものであります、獨逸杯では一般に一日若干の拘禁費を取ることが原則になつて居りますが、斯う云ふ特別室にでも遣入る様な人は凡て此拘禁費を拂つて居るのであります、自辨食物は我國の様に外から辨當を差入れると云ふことでなくして、凡て監獄内で調理致すのであります、即ち一定の献立表と云ふ物が出来、居る恰ど料理屋に住つて見ますと色々な品物が板に書いてあつて其内から刺身なり口取なり、椀盛なり己れの好む物を選んで注文すると同じ趣向に献立表の内から或種類の物を選んで注文させて其注文に應じて監獄で仕出して食はせることになつて居るのであります、尤も毎日々々好き自由に被告の好む物を注文させると云ふのではなくして凡そ一週間なり十日なり朝は何晝は何と云ふ様に豫め定めさせて置くのであります、此特別室の上層が病監に充て、あります、其數は廣い間が二つ狭い間が即ち分房が六室で此分房の内へは概して重症患者であるとか疥癬患者であるとか又は梅毒に罹つて居ると云ふ様な者を入れることになつて居ります、病監には特別に又炊事場浴室杯が設備せられて居りまして兎に角内部の構造の完全に能く行届いて居ることは普通の病院にも勝つて居る程であります、

女監は全く男監と隔離したる場所に特設せられて居りますが、其数は二百二十人を定員として出来て居るのであります、が實際に於ては二百人を越へることはないと云ふことであります、女の被告人の割合は凡そ男の被告人の六人に對する一人位に當ると云ふことであります、罪質は窃盜其他風俗に關する犯罪が多いのであります、女の監房は概して雜居制に出来て居りますが、夜間眠る時には銘々小さな區

書せられたる檻の様な中に這入らせるのでありますから婦人同志肌を觸れると云ふ様なことは決して出來ないのであります、女の被告人は十人が十人殆ど皆夫々何か仕事を致して居りまして徒らに手を空うして日を送つて居ると云ふ様な者は一人もないのであります、仕事の種類は裁縫、糸繰、又衣類や靴下の繕ひ其他洗濯であるとか拭掃除であるとか云ふ様なもので又芋の皮を剥くとか大根を洗ふとか云ふ様な料理の下拵へ杯もさせてあります、芋の皮を剥くと云ふ事に就て思ひました、彼地らの監獄杯では馬鈴薯の皮は剥かないで皮の着いた儘に是を調理して食はせると云ふことになつて居る所が多ふございませう、炊場は監獄の母屋とは全く離れて別の區畫内に設けられてありまして是には炊場用の倉庫も附屬して炊場で使ふ食料、器具の類は凡て此庫の内に收められて在つて万事誠に能く整理して居ります、炊場の内部の清潔なることは實に氣持ちの好い程でありまして、我國の監獄の炊場杯とは全く其趣を異にして居る、此所で拵らへる食物は勿論決して上等の物ではないのであります、が建物も器械も又是を調理して居ります、炊夫なども凡て極めて清潔であるものでありますから此所で出來る食物杯もドコどなく美味さうに見へる、立派な皿に匙を付けて食物を盛つて出されて見るとドンナ潔癖家であつても是を味はつて見る氣がするので、況して少しく腹でも減つて居ります時分には實に御馳走に感ずるのであります、炊場の傍に洗濯室があります、凡て蒸氣仕掛て出來て居ります、此内には大きな釜が三つあつて其一つの釜には湯を沸騰さして石鹼を入れてさうして衣類を煮るのであります、ソコで煮上げました所の衣類は是を第二の釜へ移して更に此所で能く洗つて次に第三の釜に入ると云ふ順序になつて居る、此第三の釜は中が空らになつて居つてさうしてソコで蒸氣器械の作用を籍りて太い棒が非常な速力を以て廻轉して居る一分時間に千二百回廻轉すると云ふとですが即ち此棒に既に洗上げました所の衣類を奪付けてさうして水

を絞取りさせるのであります、さうすると大概は乾燥致しますが、尙是を乾燥室に移して蒸氣で干しますると翌朝までにはチャンと是が燥き上がる此乾燥室は長さ十「メートル」幅三「メートル」の大きさでありまして是が常に密閉されてあつて室内には三十度乃至四十度の温度を保たれてありますからドンナ物でも此室内の棒に掛けて乾かして置きます時は僅かな時間で必ず充分に乾き上がると云ふことであります、是で先づ雜々と拘置監の内容を述べましたが是が刑事裁判所の方に移つて御話を致しませう、刑事裁判所のことを獨逸語で「クリミナルユースチスバラスト」と申しますが、是を直譯致して見ますと刑事裁判の宮殿とでも申しませうか「バラスト」と云ふ言葉は必ずしも官殿のみに限られて居る譯ではありませぬが兎に角王さんの住んで居る所のこと「バラスト」でありまして成程「バラスト」即ち宮殿と云ふ程あつて實に王公貴人でも住んで居りさうな立派な建物であるのであります、先づ表門から入つて前面の模様を見ますると大きな邊り眩きばかりの立派に彩色したる硝子窓が先づ第一に人目を驚かし其間には二つの高い柱塔が立つて居ります、其塔の間が即ち正面の入口になつて居ります、が入口か三つ其間の仕切りの四つの柱の上には普魯西の有名な王さん、是は獨逸の法制の沿革の上に最も關係の多い功績の著しい者を選んだのであります、が即ちフレデリック大王、フレデリックウヰリヤム三世、フレデリックウヰリヤム四世及ウヰリヤム老帝、此老帝と云ふのは今の天子の御爺いさんで即ち佛蘭西を制壓して獨逸國を一統した即ち獨逸中興の祖とも云ふべき人である、此四人の立像が置かれてあります、それから又正面の屋根の上には花岡石で拵へた神像が三体一人が中央に立つて右の手に劍を持つて左の手に何か樂器らしい物を持つて居ります、が是は所謂正理の神とでも云ふものでありませう其左右に一人は何か法典の様な物を持つて居り又一人は紙を開いて記録して居る様な模様を顯はして居ります、此像の事に就ては何か意

味があることであらうと思ひまするが私は精しく其譯を知りませぬから其内誰かに就て聞いて見るとか或は書物でも調べ見ましたならば分らうと思ひまする、さう云ふ具合で先づ玄關口の有様が非常に莊嚴を極めて居りまするから、大概の者は此所に往つて先づ荒勝を拜がるのであらうと思ひまする、それから裁判所の内部に往つて見ますると玄關口の二階の大廣間が陪審裁判の法廷になつて居りまする、判事や検事等は大概一人に就て一つの事務室を持つて居ることになつて居りまする即ち役所の分房制でも申しませうか事務室の数は非常に澤山にあるのであります陪審裁判の法廷は此大廣間の外に尙一箇所ありまして通例是と小なる陪審法廷と申して居りまする、大概の陪審裁判は此小法廷の方で間に合ふのでありまするが或非常な大事件で澤山の傍聴者があり又多くの證人鑑定人杯を召喚する場合に於きましては大廣間即ち大法廷の方を用ふるのでありまする、此陪審制度の事に就きましては尙何れ精しく御話する積りでありまするが是は歐羅巴にあるもので我國には全くない所のもので又ない云ふことは最も喜ばしいことである歐羅巴杯に於きましては古來からの沿革上已むを得ずして是と存することになつて居りまするが有識者は其弊害を認めて是と廢したいことを希望して居るのである、併し我國では一も二も歐羅巴で仕て居る事は凡て善い事で模倣しなければならぬと云ふ様な考を持つて居る者が多い現に此間の議會杯に於きましては、歐羅巴で豫審に辯護を用して居るから直に是と我國に實行したいと云ふ様な突飛の議論が勢力を占めた例もありまするから或は我國にも此陪審制度を採用したいと云ふ様な議論が出ないとも限られませぬ、此陪審制度と云ふものは詰り普通人民から選舉せられたる素人が裁判に加はつて有罪無罪の判決を與へるのであつて随分一時の感情に支配せられて大罪を許し又埋届が分らずして無辜の事件を有罪に決すると云ふ様な弊を免かれないのでありまする而して此陪審法廷は裁判所中で最も立派に出來て居る所であり

論

説

まするが、其内へ這入つて見ますると、實に善至り美哉せりの有様で周圍の壁には立派な圖畫が掛けられてあつて美しく飾られたる窓から這入る光線を受けて燦然たる美觀實に人目を眩すと云ふて宜しい實況である、法廷の内部は恰ど劇場の様な趣向であつて傍聴席は土間と高檯敷に分れて居りまして數百人を收容することが出来る様になつて居りまする法廷の中央には立派な點燈器が天井から釣してありまして此處へ瓦斯を付ける、其光輝を較したる時の有様は一層又莊嚴を極むるのでありまする、此法廷に入りましてと先づ第一に目の着きまするのは左の方の壁に掛けられてある立派な裝飾したるウキリヤム老帝の額畫でありまするが此像は老帝が大元帥の服を着けて君主用の外套を肩に掛けて右の手に神劍を持つて立つて居る所でありましてそれが峻嚴なる而も其の内自ら飄然揚々べき温厚の眼を以て法廷を看視して居る様體は實に生けるか如く見事に出來て居りまする此の畫像の直ぐ下で土間から恰ど三段ばかり高い所に裁判官の席が設けられてありまして、左の方が書記官の方が檢察官の席になつて居りまする檢察官の机の前の土間の所が被告人の席になつて居る被告人の席だからと云ふて敢て我國の法廷の様な具合に粗末な腰掛を備へて置くのではなく矢張立派な椅子が與へられてありまする、被告人の前の所が辯護士の席になつて居つて辯護士席に對して陪審官の席があります、陪審官の数は十二人でありましてから十二脚の椅子と其前には二脚の長い「テーブル」が備へられて居る、陪審席と辯護席の間に小さな机があつて是は證據品を置く所になつて居りまする、其傍に醫師或は鑑定人の席があります法廷の周圍の壁には色々法律上の金言が掲げられてありまするが、其内の三四を申して見ませうならば例へば「裁判官は帝の神聖なる位置あり」是は即ち裁判官は主權者代理として裁判する即ち王の名に於て若し國の名に於て裁判を掌ると云ふ意味であるのでありまする、又「汝を罰するは法律にして裁判官に非ず」と云ふことがある、是は裁判官は決して愛憎

偏頗の心を以て人を罰するのではない嚴正なる法律の命する所に依て是を公平に處分すると云ふ意味であらうと思ふ、又「行爲は人を殺す」と云ふことがある、是は自分の仕た事の爲めに殺されるので決して怨む所はないと云ふ意味を顯はしたもので、「身から出か錆」と云ふ諺と同じ様なことであらうと見へる、又「片言を以て斷ずる勿れ」又「一人の見たる事は十人聞きたる事よりも正確なり」「何人も黙さば神即ち是を斷ず」又「自白は即ち央改悟したるなり」「判決は汝を縛し又汝を解く」「理否明かにして法は茲に成る」斯う云ふ様な格言の種類であつて中には随分俗間に稱へられる所謂諺の様なものも見へるのであります、法廷内部の有様は先づ此位のことには致しまして、それから温々開廷になる時からの模様であります、傍聴に往くと云ふ風になつて居りますが、殊に目立ちて見へますのは傍聴人の内に婦人の多いと云ふことであり又小供も見へる、此小供や婦人が刑事裁判を傍聴することに就きましては、近頃大分議論があらまして、是は甚だ宜くないことである、小供に對しては教育上の害となり又婦人杯の犯罪の増加するは斯様な事が原因になるのであつて婦徳を傷け悪習に化せしむるの媒介となるものであるから成るべく是を制限する方針を取らなければならぬと云ふ様な議論をする人もありまして、是は尤の事であらうと考へます、又傍聴人の内には下等社會の奴が多い、恐くは被告人と關係を持つて居る様な者が多いのでありませうが若は冬杯には一層傍聴人の多い所を以て見れば外との寒い所にアラ／＼して居るよりも温かい裁判所内で日を暮す方が樂であると思ふと云ふ様な爲めに無關係の者でも無暗に入込むと云ふ様な事情もあるだらうと思ひます、法廷が彌々開けると云ふ時分になりますと場内が目立って騒しくなりませんが、先づ裁判書記が出て來て傍聴人を聽傍席へ入れて、次で陪審官を案内して着席させると云ふ順序であります、さう

すると今度は裁判官が出て來る——裁判官が三人で何れも法服を着けて居りますがナカ／＼威儀嚴然たるものである裁判官が見へますと陪審官が起立して禮をする、さうすると裁判長が法冠を脱して是に挨拶を致しまする検事の法服は裁判官のと同じてありまするが書記の方は餘程簡單に出來て居ります、被告人が法廷へ出ます時は戒護を解くことになつて居ります、最も非常に危険な奴でありますと常に看守が其傍ばに見張をすることに居ります、被告人の前には辯護士が着席致して居りますが、是も無論法服を着用して居ります、斯う揃つた所で裁判長が鐘を鳴して開廷を告げます、裁判長は先づ簡單に陪審官に對して、誠實に其職務を行はれたいと云ふ注意を述べて、それから本日開廷する所の事件はドウ云ふ性質のものであると云ふ要領を報告致します、それが済むと書記は陪審官の名を讀上げますさうして其名刺を一の大きな銅製の御圖箱の様な物へ入れまして其箱を使丁に渡します、使丁は此箱を幾度か振りましてさうして裁判長に提出する、さうすると裁判長は箱の中から名刺を引出しまして、其引出した所の名刺に依て姓名を高聲に讀上げます、其讀上げられた人が陪審の職を取ると云ふことになりま

す此場合に検事及辯護士は忌避の申立をしようと出來るのであります、斯う云ふ手數に依て初めて二人の裁判官が選定されてさうして茲に裁判の機關が整ふのであります、ソコで裁判長は陪審官に對して宣誓を命じます、此場合には法廷に居る者は凡て皆起立をしなければならぬのである、宣誓の場合には陪審官は右の手を高く擧げましてさうして萬知萬能の神に對して至誠を誓ふと唱るのであります、是が済みますると裁判長は被告人に對して訊問を始めると云ふことになるのであります、是からが面白いのである裁判長は先づ被告人の氏名、住所、身分、年齢身上諸般の事を訊問致し尙又被告事件を自認するや否を——それから段々と本件に立入つて調べをするのであります、證人も出れば鑑定人も出れば又探偵報告

書が讀上げられ色々證據物品が提供されますと陪審官に對して其答申すべき事項の要點を讀上げられるのである、それから檢事が意見を述べ辯護士が是に對して其主張を述べ、檢事が是を反駁し辯護士が是を再反駁すると云ふので一段終局するのであります、それから陪審官に對して問題の要件を書き、たる紙票を配付致しますから陪審官は是を受けて一度會議室に引下るのであります、此會議室へは何人も入ることを許しません、會議の時間は私に是迄見た所では大概十分から二十分位で半時間と掛るのは少ない様であります、それが済みますると再び陪審官は法廷に顯はれます、陪審官の内で委員長の様な者と一人選みましてさうして其人が決議の次第を報告致すことになつて居ります、其決議に依り事件の有罪無罪と云ふことが定まるのであります、若有罪と云ふことになりまるとソコで檢事は刑の適用を要求、辯護士は是に對して其意見を述べ最後に被告人は其權利を主張することが出来るのであります、それが済むと判事の命議を聞きまゝる爲めに一旦法廷を退きまして再び命議に依つて決しました判決を宣告するのであります、是から陪審裁判に於て私の實見致しました二、三の面白い實例を御話致さうと思ひます、

○監獄改良の理説及經驗 (承前)

米國「エルマイラ」監獄典編

ズイ、アール、プロ、ツクウー

犯罪の防制は犯罪者の改良にあり、

教化監獄制度は犯罪者を改むることに由りて社會を防衛せんと欲す、蓋し刑罰的真結果を收めんと欲せ

は勢ひ教化保護の力に依らざるべからず、而して之れ全正義に近く且つや罪科と苦痛とを調和する良手段なりとす、勿論教化監獄制度の企圖する改良手段は犯罪者對して非常なる難事なるべければ彼等は感化的處遇、欲せざるや必せり、然れども該制度の目的たる素と犯罪治癒の實効を奏せんとするにありて經驗ある當局者并に觀家の其の不止なる刑罰とは見做さざるなり、犯罪并に罪惡に對する真正の應報は之を治癒することにありや蓋し明白なりとせざるべからず。

教化監獄遇囚の主義は重罪犯人と輕罪犯人とを問はず、凡ての罪囚に適用すべき主義にして苟も社會防衛の目的を以て拘禁せられたる犯罪者は之を放免するも更、危害を社會に加へざるまで改善せらるるにあらざれば容易に放免すべからず、當に社會と危害せざるのみならず國家に有益なる良市民となるまで教化せざるべからず、若し犯罪者にして自由放免を得たる後能く生活の道を求め能く國法を遵守するに於ては國家は其れ以上に於て求むる所なけん、又其以下に於ても求むる所なきや明かなり、其故に苟も刑罰が改良の實を擧ぐるを得ば懲罰に據るも妨げなく、若し又宗教的教化にして最も有効なりとせば宗教に據るも又更に妨げなく、而して能く犯罪者を訓誨して其惡性を改め彼等の生活及社會的關係を一變せしめば獨、彼等の習慣と徳性のみならず、廣く社會の生産、經濟、智識及自制力を獎勵するを得べし、然らば斯の如き事柄を完成せしむる機關たる教化監獄制度は人に弊害を要すべきものたるや明かなり。

罪囚改良の問題たるや單純にして容易なる問題にのらざる難のものなり、而して犯罪者を改良せんには劈頭第一に改良的組織として新動機を醸成して、罪囚に適せざるべからず、之を實施せんとすれば從來の監獄制度にて爲す能はざるや明かなりと雖も之と同時に頗る堪能熟達なる治獄家と俟たざる可らず、蓋し教化監獄は新教育を興へて罪囚を改めんとするものにて、之が教育を受へき罪囚は頗る難物な

るなり、感化監獄制度は人類を感動すべき道德的動氣の發揚に力むと雖も罪囚の最も動き易きは利己心セラインツェルストされば初より樂んで徳性涵養に志せんとするが如きは素より望むべきも實行し得可きにあらざ、要するに日常の習慣行動よりして實行的手段を以て其道德心の開發を努むるものなり。

斯の如く罪囚の利己的心念を利用せんと欲せば勢ひ拘禁時間を限定することなく彼等の行為の良否を以て其期限を長短する不定刑期主義を採用せざるべからず、元來犯罪者の特性として勤務に對する報酬最後に得らるべしとするも眼前之を得ざる時は毫も恐怖若くは希望の念なく従つて將來の幸福若くは人類相互の間に於けるべき利益を説くも更に自制の念を惹くこと能はず、是を以て罪囚を改良せんと欲せば先づ初めに利己心を促す動氣に依りて罪囚の責務に應じて須臾らく自制自修せしむべし、罪囚の放免を早むべき條件を考究せば左の二習慣は尤も罪囚改良に必要なものたるべし、(一)は其境遇に適應すべき迅速にして精密なる習慣、(二)は將來を注意する習慣、是なり、斯の如き其習慣なかりしが爲に彼等は犯罪を爲すに至りたり、犯罪者の多数はこの方法及動氣に依りて改善に導かるべし、斯の如く犯罪者の最大多数は困難なる勉強に堪へ新らしき經驗を得るに至らばこれに適合すべき報酬を求むるに至るべし、かゝる要求は彼等を改良せしむる最始に來るべき方法にして感化を全ふるに足るべき有益なる動氣なり、嘗其れ動氣の起らざるは改良せられざる所以なり、其故に要求を發見し、若くは之を新に案出するは是れ即ち動氣を造出する所以にして、動氣を造出するは彼等に新らしき習慣を形造する所以なり、然り而して習慣を形造するは品性を改造する所以を知らば、習慣は其心の源にして其心と習慣と兩々相牽引嚮導するものなるを知らべし。

是に依りて之を觀るに罪囚感化は即ち習慣の改良にして日常行為の變化はこの點に基す、かゝる感化は心

の判断力を正だし、道德的歸向を明にすへし、吾人の所謂改良なるものは斯くの如にして犯罪防制の實を完ふし、治安を維持するを得べし、之れ即ち國家的感化の本領にして感化監獄の目的とする所蓋し是に外ならざるなり。

我が「エルマイラ」感化監獄に於て採用せられたる組織は社會の最も進歩したる學校に於て採用せる方法と匹敵す、今其課目を擧ぐれば浴室を具備せる体操場、劣等なる罪囚の爲め實業教育科、普通罪囚の爲め手藝科、簡易小學より中學程度に至るまでの教育科、毎週發兌すべき新聞并講演科、國立軍隊中學と同等なる軍隊科、及宗教教育等の如し、凡て我が監獄に於ける教育法は在監者の選擇取捨を許さず、義務的強行的に之を勵行す、而して最も完全にこの制度を運用せんとらば在監者の其心の活動は勿論のこと身体の運動に至るまで間斷なからしむることを要す、即ち在監者をして二六時中寸隙なからしむるを要す、彼等が拂曉眠より覺むると同時に直に嚴正なる修練規律に服従せしめ夜は疲勞憊頓するに至りて安靜なる快夢を結ばしむべきなり。

感化監獄當局者の職責

感化監獄統治の任に當り在監者一團の全生命を支配することは實に大事業にして其責任や深且つ大なりと謂はざるべからず、其故に當局者は自由なる社會的生活を離れ自由行動の束縛中にあることを記憶せざるべからず、典獄は彼の雙肩に在監者の肉体と共に精神的生命をも負擔せるものにしてその精神的生命を完全無缺の境域に發達せしむべき權力と責任とを帶べり、即ち靈界の開發に従事するは之れ神秘的領内の生命と勢力とに接觸するものにして彼の位置は長く敬畏すべきものたるを失はず。

然れども罪囚を感化して其市民に復歸せしむるは經濟的特性に基因すべき點あり、この點より觀察せば大

に神聖なる意義を軽減するものゝ如し、元來犯罪の原因は概ね生産的不能に存するものなれば實際に於ては感化監獄は在監者に生産的能力を興ふる場所と稱するも不可なけん、而して事に當りて能く成功すべき資格は注意深く敏捷に處理することにして感化監獄に於て在監者を訓練し此等の要素を感受せしむるには則ち彼等をして經濟的事業に當りて習慣上本能的に敏速なる處置をなさしめん爲なり。

斯の如く罪囚を感化する組織は虚妄にして實際行ひ得べきものにわらずとなすか、若し斯の如く思考する者あらば、今日實行せられつゝある學術的瘋癲發狂者の處置法に對する百年前に於ける社會の感情を想起すべし、瘋癲發狂者に對する處遇法は當時の社會にありては空想的企圖として社會の蔑視と恥辱に遭遇したるも今やこれ等の企圖は着々實効を擧げつゝあるにわらずや、感化事業も又斯の如し、モロゾリは犯罪者と發狂者とは其性質上密着なる關係あるを論じて曰く

犯罪者と發狂者とは頗る密切なる關係を有し、犯罪は發狂的遺傳ある家族より出つること多く、斯の如き家族よりは或は瘋癲者を生ずることあるべし、然らすんば犯罪の元素たる浪費者遊蕩者を生ずるを常例となす。

勿論犯罪者と發狂者は同一視すべきものにわらず、而して發狂者と等しく犯罪者を罪惡を犯したるが爲に体刑を加へんとするが如きは頗る迷妄の處置と云はざるべからず。

又不完全なる人類が不完全なる犯罪者に對して適當なる責罰を加へんとするが如きは神の爲とは云へ頗る越權の處置と謂はざるべからず、抑々犯罪者は不完全なる性格を有するものにして正當なる權利を行使する自由を缺如し、文明の基礎たる道徳并に法律を遵奉する能力なきものなり、是を以て彼等には復讐的感情によりて体刑を加ふべきものにわらず、何處までも彼等を抑制して憐むべき性質より根本的に救治すべ

きものなり、國家は犯罪者を社會安寧の仇敵と見做さずして社會を防衛せん爲に公費を投じて彼等を教育すべきものなり。

犯罪者を教導して正當なる社會の秩序的習慣に復歸せしめ彼等を適當の事情に應ぜしめて事物を處理する良民たらしめん爲に感化事業に盡瘁し成功せる人士に對して今日は燦爛たる新曙光を放ちつゝあるなり、輿論は恰も前後に動搖する搖錘の如きものにて最初は酷待より慈待に流れ、現今は犯罪者の處遇法學術的となるに至れり、罪囚感化は個人的幸福よりは寧ろ一層該博なる社會全局の幸福に關する博愛主義の盤上に根據を据へたり、現代の進歩は今や監獄學を以て吾人全般の人類性情の眞學術と一致せる刑法學の組織的制度を研究する學術となすに至りぬ。

吾人は愈々進んで一步たりと雖も退くべきにわらず、吾人は今日に至るまで收め得たる所を以て愈之を建設し組織して完全なる區域に到達せざるべからず、監獄大會は社會協同の許に再び斯くも麗はしき例會を開きぬ、苟も本會の存在なくんば何を以てか社會改良の實を完成し得んや、余は諸君の清聽に對して感謝する所なくんばわらず。

(完)

○獨逸聯邦ハンブルグ、ホルン養育院(ラウヘスハウス)見聞記

(承前)

ラウアは十二名乃至十五名の兒童を收容する建物にして千八百七十三年の建築なりと云ふ而して此建物の前に天然の美を特有したらんばかり壯麗なる「ラウデンバウム」即菩提樹の繁茂せるに依り斯く命名したる

ものにして當初は普通小學の科程に留めたるも今日にては尙は一層高等の教育を爲すに至りたり

育兒部庖廚

育兒部庖廚の二階は炊事係員及料理人洗濯人等の居室とす
此建物と接近したる所に女子部の建造物ありしも千八百八十八年取毀ちたりと云ふ其理由は女子部は己に千八百七十九年以後院外の家屋に移しありて終に八百八十六年バストール、ニツク氏の創立に係るアマシヤルフエーヒーに在るものとカスターニョホーフなる名稱の下に合併したればなり

幹部

幹部即ちグリウチ、ダンチーは院長の居住及事務所にして應接の間は養育院の圖を以て裝飾せられたり
グリウチ、ダンチーは千八百三十五年に建築せられたる建物にして千八百五十一年迄はア、ウイルヘルマン氏の住宅なりしも氏は千八百五十一年邸内西隅のハイセス、ハウスに移轉し千八百五十七年より千八百七十二年迄十五年間は伯林及漢堡に半年宛居住し千八百七十二年迄は監督者リーム氏グリウチ、ダンチーに住居せり同七十三年以後は今日の院長たるウヰッヘルマン氏の男此處に住居せしなり

シエンブルヒ

此建物は千八百五十四年シエンブルヒ、ワルデンブルヒ侯之を建設し杓工及裁縫工の徒弟教場と爲せるなり

育兒部食堂

午前六時第一朝食には牛乳入麥粥同十時第二朝食には麵包正午十二時晝食一週三回乃至四回肉食午後四時
珈琲及麵包同七時晩食ソツア及麵包等なり

病院

病院は千八百八十年に新築したるものにして全院共通使用に供す病室の配置は廊下の左方三室には寢臺貳個宛を備へ右方に外科病室恢復室輕病室等を設け外科室には戰時に於ける篤志看護夫會員の寫眞を掲げあり看護組合は千八百八十六年獨逸赤十字社本部長の主唱に依り成立したるものにして現今既に二千有餘の會員ありと云ふ宏闊なる寢室には幼者教化に有益なる無數の油畫を陳列す此油畫はフランク、フィルム、アム、マイノの有名なる畫工スタインハウゼンの筆に成り意匠の微妙實に嘆稱の限りなりし此等は養育院最愛の友たる婦人より養育院の爲めに千八百八十七年伯林大博覽會に出品せしものなりと云ふ之と相對して本院各家屋の略圖を駢列せり此略圖は漢堡の畫工ハーゼの畫きしものにして千八百八十九年漢堡に於て開設せし工藝大博覽會の養育院彫刻物陳列室の壁裝飾に用ひたるものなりしと此外アルブレヒトデルナル及マルチン、シエトンの作に模擬し本院出版部に於て印刷したる木版摺ありて裝飾の美至らざるなく病者をして不知の間快樂を取らしむる等の注意驚くに堪へたり養育院には専任の醫師を置き病者取扱親切に行われつゝあり主任醫はドクトル、プリーア氏にして氏は毎日患者を訪問し看護長及看護夫をして遺憾なく看護せしめあり衛生上の成績は最佳良と云ふべく患者年表の如きも總て獨逸醫學統計の様式と一點異なる所なし

入浴

浴室は寢室接近の場所に設けありて冬期は毎週壹回温浴せしむ温度は列氏二十七度二分冷浴は列氏六度一分なり

夏期浴場

夏期は本院所屬地を貫流する溪流の河底に浴槽を裝置し日々水浴を採り端艇を備へ運動に供せり端艇はハツアルク及亞米利加運輸株式會社の寄付せしものなりと云ふ

ビーネンコルプ

ビーネンコルプ(蜜蜂ノ巢)は十五乃至二十名の徒弟を收容する建物にして棟上に育兒等自から製したる蜜蜂の巢ありたるより斯く名稱を付したるなりと而して千八百六十四年に於てフリードリッヒ、フランツ第二世大侯石造の蜜蜂の巢を寄贈せられ舊時のもものと交換せり今日現存のものは即ち大侯の寄贈品に係り不屈の勉強を意味するものにして室内の壁に寄贈の趣意書を美麗なる額として掲げありし

洗濯場

洗濯場は四室を有し洗濯は瓦斯蒸氣機鐘を使用す瓦斯はオートー瓦斯會社の寄付に係り機鐘其他はヘシニツ、ユル鉄工所の寄付なりと乾燥室はブローメンのヘルグロー設計し工事は該院職工の手に爲りたるものなりと云ふ全体の裝置實に實際に適し毫も間然する處なく各地の模範となるべきものにして既に之に模倣して設けたるもの尠ならずと云ふ晒清場は其前庭にあり

禮拜堂

禮拜堂は千八百三十九年の建築にして千八百五十八年及千八百八十三年の兩度に増築をなし第二の増築に於ては塔一ヶ所を増加せり禮拜は朝夕二回行ひ役員に至る迄皆參拜す日曜の朝は最も年少の者にカトリック宗の禮拜を行ひ年長者はハツムの教會堂に於て普通公衆と禮拜を爲し教會の點に於ては養育院は聊か一般人と異なる處なし耶蘇更生祭には禮拜堂に於て院内の兒童に祭典式を行ひ晚餐を與ふ降誕祭の時此堂に此地方の貧民を集めて祭典を擧ぐるを例とすと又該堂は唱歌教場にも充用す該院に於ては就中唱歌に注

意し教科書としてはウヒッヘルン氏の著作にして後同氏の令嬢カローラの訂正出版せし「我々の歌」なるものを用ゆ此書は該院に於て數十年來用ひられ既に六版に及びたり見聞當時に於てはクルナル氏其教授を受持居れり

禮拜堂の内部には幾多珍貴なる裝飾品及院内に於て死亡せし者並に千八百七十年及七十一年の戦役に陣没したる同胞の氏名を記したる額を掲げ四面の壁には該院内の各建物を書きたり此等は皆在院男女の手に爲りしものにして美術の進歩巧妙には一驚を喫したりし此外十二賢人の畫像あり經卓の傍にはウキツヘルン氏の油畫を掲ぐ兩入口の上部には牧者及耶蘇の小兒に福音を授くるの油畫ありて何れも有名なる畫工の自から書き寄贈せしものなりと云ふ高座の傍には天使の現寸像を安置せり此像はメイロス女史の作にして該院に寄贈したるものなりと云ふ此他實に無數の美術品の陳列せられあるも一として慈善家の寄付にあらざるなく此くの如き事業に財を吝まらず喜捨するの美德は到底我國の企て及ばざる處なるへし

消防器置場

消防器はハツアルク市の寄付物として消防夫は該院の徒弟を充つる組織とし平素練習しつゝありて門衛所には院外消防隊への通報器の設備あり

徒弟部

徒弟部に於ては木工、金物、活版、製靴、裁縫等職工の養成并に農業を教ゆるを以て目的とせるものにして高等の教育を受けたるもののみを入場せしむ職工には日々院内に於て工藝の授業を爲すも農業生徒は冬期のみ一日二時間化學の教授を爲し卒業者は養育院に於て農學校又は農業家等へ推舉紹介を爲すなり

工場

工場ゴルヂナル、ポーアンは千八百八十三年の改築に係り皇帝ウカルヘルム第一世の三千馬克の寄付を基とし十四箇所の地方教會よりの寄附を加へ竣工したるなり此建物の内には教師の居住及徒弟十二名に對する寄宿所并に木工、金物、製靴、裁縫の工場ありて主として養育院自身の必要品を製作し外部よりの注文は餘力を以て應ずるの方法なりハム、ホルン、ハンブルク、サント、ミヘリスの町役場ボルグフェルド、ベラスター病院、ホルン教會堂アンシヤルヘー、グリーテンヒールテン教會等は皆該院木工生徒の建築したるものなりと云ふ而して千八百八十九年ハンブルク工藝博覽會に出品したる彫刻物の如きは其進歩嘆稱に堪へざるもの多し金物工は外部の同業者と協同事業にして見本品は工場の入口に陳列せり

製靴及裁縫工場は二階に在り倉庫は中央建物の庭内に在りて在院者身上に關する一切の書類其他重要な書類を保存す圖書館は其後部の地に建築せられ萬卷の書を藏む

附屬建物としては厩馬車小屋あり馬四頭乳牛二十頭牡牛及小牛十四頭荷牛五頭豚八十頭羊十二頭牛乳は在院者兒の飲料に供し豚其他も在院者の食料に充つ飼育の業は農業生徒をして担当せしむ

パウリヌム

パウリヌムの生徒は卒業の後は一年志願兵たる權利を得る事となり居りて中學以上の程度にあるものなり

アイヘー

アイヘーは千八百七十八年の建築にして十二名乃至十五名の年少生徒の寄宿舎なり

アフレム

アフレムは千八百七十七年の建築にして千八百八十四年には一階を増建せり此建物は嘗て在院したるもの

母より寄付したりと云ふ此アフレムなる建物は院内第二の壯快且濶大なるものなり

体操及操練場には後裝銃を備へあり獨逸陸軍大臣の寄付せしものなりと云ふ壁にはアレキサンデルの行軍其他花鳥畫の裝飾あり何れも本院の生徒若くは關係の婦人の手に成れるものなり練兵及体操は一週二時間とす育兒部の体操にも此場處を充用す

ラインベルヒ

ラインベルヒは千八百五十二年の建築にして最も古きものに屬す西翼は十二乃至十五名の年長生の寄宿舎に充つ中部の二階は宗教其他の書籍館にして其一部は養育院の爲めに盡力せし故宮中顧問官ドクトル、ベルテ氏の文庫なり

クッツヘル

此建物は千八百八十一年に建築せられしものにして十二名乃至十五名の年長者に使用するものなり

美術館

美術館は北翼に在りて此内に陳列する美術品は皆本院の製作品とす西方の壁には生徒就業の寫眞を掲ぐ千八百八十九年ハンブルク工藝博覽會に於ては銀賞を賜はりしと而して彫刻物の意匠の如き皆生徒獨力のものなりと云ふ南方の壁には養育院千八百五十八年の見取圖を掲けたり然れども腐朽の爲め最近二十年間に於て漸次改築せられたれば現在のものと大に異れり

庖厨

庖厨は千八百八十七年乃至八十八年の建築にして蒸氣温鍋の備へあり食堂は其前庭になりて二室に別つ各家族毎に食卓一脚を備へ食事は必ず家族長及保護者家族と共に喫するものにして團欒の様實に骨肉に異な

らザ炊事長は毎週一回献立表を作り食物の調理を定む營養分量は軍隊の食物と一同にして毫末の差なし
食堂入口の右方には家具庫及千八百九十一年養育院より守備隊看護夫に發遣せられたるものより寄付せる
東部亞弗利加の武器陳列場あり二階は炊事長並に婢僕の居室及衣服の倉庫なりとす

アイセス、ハウス

アイセス、ハウスは千八百五十一年に建築したるものにして今日にては教員の居住と爲し居れるも嘗て
ウキッヘルン氏の居住たりし家屋にして氏は千八百八十一年夫人は千八百八十八年此處に永眠せられた
るなり氏逝去の後には土地家屋共に養育院に譲與し千八百九十六年以後は北獨逸農事新聞主筆にして肥料組
合理事たるウルマン氏此處に住居し養育院農學生の教授を司とれり階下には農業化學試験室の設計あり又
養育院耕作地の幾部は肥料組合の試作場に使用しつゝありし

アイシユルフユッテ

此建物はハンブルヒ篤志者百名の寄付に依り千八百七十七年建設したるものにして千八百九十二年迄は生
徒の寄宿舎に用ひたるも今日にては小學教育を要する十二名の自費生寄宿に充てありし

出版部

出版部は嘗てラインスベルクの建物中に付設ありしも千八百六十七年に獨立して此建物を使用することゝ
なり下階は事務室に充て二階にはウキッヘルン氏の婿にして事務長なるシヨル氏住居せり
出版物の種類は主として宗教、歴史傳記等にして教育上毫も害なきもののみを擇み居れり其他印刷機械等
實に完備せるものにして機關雜誌の發行をも爲しつゝありし



○警察署に屬する留置場

若山茂雄君

府縣各警察署に屬する留置場の多くの部分は其設計構造甚だ不完全にして將來大に改良を要するものあり
况んや改正條約實施の期に迫り其準備として設計せられしものは殆んど皆無と云ふも輕言にあらざ
一方に於ては監獄の監房を改作又は修繕に着手し少くも外囚を待つ準備あるのみならず或る場所に在り
ては特に國庫の資を給し監房を新設するものあり其用意の周到なる寔に其然るべきを信ず

抑も警察署留置場なるものは眞に一時の留置所なるが故に其設計構造の如きも無罪純白のものを待つ所の原
則に適する設備を要するを當然とす然るに現在の實況大に之に反し管に其原則に適わざるに止らず不潔言
ふべからず惡臭鼻を衝き破風虫と南京虫は此處を根據とし留置場一夜の拘留は其攻撃に耐へず却て在監獄
百日の痛苦に勝るものありと酷に之れを評せば殆んど豕小屋の如く人類を待つ所の場所にあらざるを感せし
むるものあり

近時改造新築せし警察署に屬するもの及び開港場に在る一二の警察署に於ては多少改良を意味する設計な
きにあらざるも元來其建築構造上専門者直接の監督なく監房構造の原則を諒せざるものゝ手に建築せられ
監房の廣狹大小を初め空氣の容量及其交換法又は扉扉の大小高低貯水の設備便器の構造等一定のものなく
千差萬別にして設計者の思ふ儘に放任しあるものゝ如し

監獄一般の構造に付ては己に其筋の監督も行届き居るか故に拘留監は勿論囚人監房に於ても警察署留置場
の如きものは絶無なりと雖も最も輕微なる犯行者若くは被疑人の一時留置せらるゝ此警察署留置場が斯く

の如き状態にありては豈に痛歎せざらんと欲するも得べけんや車夫馬丁はいざ知らず少なくとも自己の權利を重んずるものにして不幸にも一朝この憐なる境遇に陥るものあらんか誰か其不完全を黙過するものあらんや

若し改正條約實施の曉に於て現在の留置場に外人を留置するとせんか忽地苦情の種となり一問題を惹起するを疑わず宜しく急に適當の處置あらんことを希望の至に耐へざる所なり其方法として講究すべきこと一にして足らざるべきも先づ第一着に今後警察に屬する留置所を改造建繕する場合に於ては其府縣會に付議するの前に監獄の新築と同じく主務者に提出してその筋の審査を経る事とし實際の監督も亦府縣典獄の責任とし負擔せしめられれば其今日に優る萬々なるを信ず

然して平素にありても亦府縣典獄が實際に之れが監督を勵行する事に至らば蓋し今日の状況を改善する左程の難事にもあらざるべし今日の如く典獄は數年に一回若くは一年一回と儀式的に挨拶半分に留置場を廻觀するが如きは何等の功能をもあらざるなり

余が述ぶる事の如きは只表面の構造設計にして何人も一見して判別し易き部分に屬するも若し細かに其内部を推究詳査せば臥具被服食用器具等の如き一層の欠點あらんことを杞憂するものなり茲に所感を書して讀者諸君の高見を問ふ

○脚氣病に就て

陸前 畑 一 岳君講話
安齋 左 守君筆記

新潟縣監獄署に於て脚氣患者流行性發生し病勢頗る悪性なりと傳ふ苟も職を監獄に奉する者瞬時も等閑に附し輕々に看過するを得ざるのみならず倍々進んで之れか原因を探究し以て其豫防方法を講せざる可からず

新潟縣監獄署の脚氣病發生の原因たる近來外國米を以て囚人の飯米に供せし爲めなりと果して然るか外國米にして脚氣病の原因となり若しくは誘因となるやは余素より斯學者にあらされは判然確知し能はざるも或醫家の云ふ如く米食の脚氣病發生に關係を存するものなること疑ふへくもあらざるなり然れども余の見に依れば米其物は強ち有害なるに非らずして其内容を包覆せる糠糝の該病原に關係あるを認むるものなり思ふに或醫家の傳ふる所も亦全く茲に存するものにして彼の所謂米とは糠糝を包含するものを指示するものならん歟抑も外國米本邦米の差別に拘はらず其原因若くは誘因となるべきものは春精上不完全なる白米にして糠糝多量に混合し貯藏の久しきに涉り自然其米質一種の變化を爲し遂に脚氣病原の發達を助くるの力を生し若くは誘因となるべき性質を有するに至りたるものと其他種々の誘因即ち風土の關係等相俟て初めて發生するものなりと信す

余が曾て北海道東海岸に在りし時該病の一時に發生するを經驗せしことあり其地勢たる土層一般に卑濕にして厚岸灣に面せり此灣に於ける鮭漁は極めて盛んにして其期節に至りては漁業家各巨資を投して内地より數多の人夫を雇入れ漁獲及鮭粕製造に従事し而して此雇人は皆海岸砂洲に假造せる所の漁舎に雜居するの習慣にして其漁舎は數十戸の多きを致し一戸二十三人乃至四五十人を容るゝものたり或年漁期に際り盛んに捕漁中二十五人の雜居を爲す漁舎より一時に脚氣患者を發生し僅かに三名を残すの外悉く同病に罹り一週間程にして十二名の死亡者を生し延て五日を経て更に五名の死亡者を出せり如斯僅々十日内外に十七

の死亡者を出したる爲め雇主は勿論當局者間に於ても其劇烈なるに驚き公立病院長或は衛生官吏等を派して調査を遂げしめたるに其發生せし漁舎は一戸にして他の連立せし數十棟の漁舎には一名たも患者を見ざりしなり依りて漁舎の構造地質食物等に就き詳細検査せしに該病發生の漁舎と一も異なる所なし更に進んで他の方向より其異同の點を推究せしに左の一事を發見したり

該病者の發生したる漁舎の雇主は極めて富豪にして其人夫に飯米として供したる所のものは秋田産白米にして既に前年之れを買入れ以て木造の倉庫に貯藏したるものなり而して他の漁舎にありては飯米として供したるものは皆其年新に輸入せる即ち新しき米穀を以て之れに充てたりと云ふ

右の事實に由り考ふるに素より秋田米なるものは下等にして殊に水車精米の多きかため隨ふて糠秕多量なるのみならず又其貯藏方法の不完全なる等より前記の如く一漁舎のみ劇烈なる脚氣症を發生したるものならんと信す又該病の發生したる根室地方に於けるも亦之れに同じく其探究の結果に依れば等しく永く貯藏したる白米を飯米に供したるに起因するものと認む以上の實例に依り之を推測するに或は新潟縣監獄署の脚氣患者たる獨り外國米に起因するのみならず其貯藏の久しきに涉りたること主たる原因となり若くは誘因となりたるには非らざるか蓋し新らしき白米を用ゐたる漁業家若くは玄米を購入して之れを舂精し久しく貯藏せしして飯米に供したる全國各監獄署に脚氣患者發生の少きは糠秕未た其性質を變せざるに因るものならん余素より識淺く學理に暗く敢て諸彦の參考に供すべき定見なしと雖も兎に角貯藏の不完全にして且久しきに過ぎたる白米は脚氣症に大關係ありと確信するものなれば各監獄に於て此點に就き尙一層研究せられんとを切望す其之を爲さずして漫然巨多の白米を購ひ數月若しくは數年に涉り之を供用するか如きは實に危険と謂ふべし

且監獄にありては玄米を以て購入し監獄作業の一部として舂精の業を設け日々用ゆる所の飯米は毎に其所用に應じて舂精し糠秕の未た性質を變せざる期間に於て之を供用するは最も易々たる事にして斯病豫防の要策と謂ふべきなり

○敢て學會記者に告ぐ

中 村 襄 君

學會記者足下よ足下は本誌第三號の雜錄欄へ「工錢の收入を以て監獄改良の質とする勿れ」と題し工錢の増收を論ずる者に對し警告を與へられし予以爲らく之れ足下の斯業に於ける熱誠の餘滴が溢出したるものなりと故に予は足下の厚誼を深く感謝す然れども足下の警告を歎んで容るゝ能はざるを奈何せんや予は常に曰へり監獄の監獄たる目的を達するの順序として先づ其工業を改良し以て其收益を増加せざるべからずとは貴紙を籍り又拙著監獄官教科書に於て述べ而かも今尙其稿を本紙に依り續けつゝある者なり爰を以て今足下の警告に對しては予は反對の地位に立つ者なり少くも予は足下の所謂一派の論者てふ者の黨類の一人に目せらるゝ者なりと自認す故に足下の此言あるに當りては又黙するを得ざるの責任を有する者と信ず予は茲に卑見を述ぶるに先ち一言し置くべきものあり并は他なし予の所謂工錢の増收を計れどは取りも直さず工業の改善を意味する事是なり何んとなれば工業の種類撰釋又は囚人に賦課する役業或は其科程若くは是を擔任督勵せしむる吏員等適切ならざらん歟其收益の多き豈得て望むべからざるを以てなり予は疑ふ足下或は予輩の此論旨を誤解せらるゝに非らざるなき歟を否らざれば足下は皆たに予輩に對し警告

を興ふるの要なきのみならず却て全情を表すへき筈なればなり然るに足下は曰らく「監獄は果して一派論者の理想に於ける如く坊間人足會社に等しく其勞働を以て社會の需用を充し其勞銀の多きを計る主義のものなるや」と吁々記者足下よ足下は何に依りて恚かる奇怪の一派論者なるを知れりや予寔に寡聞未だ恚くの如き説を爲す者あるを知らざるを憾む望むらくは足下予輩か爲めに之を指摘せよ予は信す今日に於て恚る馬鹿氣たる論者なき事を而かも猶足下の此事ある惟ふに足下は予輩の平素唱ふる處の論旨を誤解せられたるに非らざる歟但しは往年米國に於ける監獄工業の旨義自立的に傾き行刑の眞意を阻害せんとせし當時を夢裡に幻したるに非らざるなき歟若し夫れ然らば予は足下の所謂一派の論者てふ黨類に加へらるゝ事誠に迷惑千萬なりと謂はざるべからず

足下又曰へり「監獄に工事あるは刑罰執行の結果なり監獄事業の副産物なり監獄を米商に假令んか彼か米を精白するは其精米に依りて利を得んか爲めなり精製より生ずる糖は之か副産物なり若し米商の利を得るの目的は精米に非らずして糖にありと云はゞ其本末を誤るの甚しきものにして誰か其愚を笑はざるものあらんや云々」と記者足下よ果して足下の譬喩の如く米商か米より糖を大切にする如く監獄は工錢の收入を重とし懲戒感化を輕しとする如き論者あるあらん歟予は其愚を笑はんより寧ろ本氣の沙汰に非ざるを憫むものなり足下若し予を目して去る論者とする歟予は足下の爲めに冤を受くる者なり予は足下の爲めに誣いらるゝものなり

記者足下よ足下は監獄に工錢あるは監獄事業の副産物にして監獄の工業を以て米商の棟に於けるの如しと謂へりは非なり、蓋し監獄の工業なるものは決して米商の棟に於ける如く輕視すへき性質のものに非らざるなり抑も刑罰執行の目的を達する方法即之か要件たるものは一にして足らずと雖も之を要するに工

論

說

(三三)

業に教誨に教育に書信に接見に及賞罰等にして之を應用すべき當局者は各囚個人の關係を察し彼我相睦和調理し以て適度に彼等に配劑して而して懲戒感化の効を奏すべきものなりされは此一をも缺く能はず殆んど輕重なき如しと雖も就中工業の効力を以て最とす何んとなれば其工業は監獄の經濟上に於て又囚人の怠慢を匡正する上に於て將又彼等の健全を保ち若くは恩惠に懲戒に且刑罰最終の目的たる出獄後の資金とし又技能を授け自活の途を興へ再犯するなからしむる等に於て蓋し之が重大なる言を俟たざるなり若し監獄にして是なからん歟焉そ自由刑の目的を達するを得べけん乎然るに足下は是を輕視する猶米商の糠における如しと謂ふ不心得の甚しきものと謂ふべき而已

予此關係を他の例に採らん歟司獄官は醫師なり工業其他の條件は藥種なり若し司獄官にして監獄の工業を視ること米商の糠における如く即ありても善しなくとも事を缺かざる副産物とするは是れ恰も醫師が患者を治せんとするに當り其病症に最も有効なる藥種の必要をも辨識なき大藪的先生なり恚る藪醫に患者を委する危険も亦甚しと謂はざるべからず

記者足下よ足下は又工錢增收の論を譬喻して曰へらく「之れ恰も艦隊の司令艦に向ひ無事の日に在ては運漕を營み其艦隊の自治自活を計れと云ふに異らず云々」と吁々奇なる哉怪哉予は此譬喻の意味那邊にありやを知るに苦む者なり何んとなれば海軍其者の組織が監獄の工業に於ける如く資金、工場器具又は職工、授業手等を設備し以て収益を計るべき性質のものに非らざればなり故に予は奈何に千思萬考するも遂に其意味の存する處に見當の着かざるに究するなり

足下又更に曰らく「余輩は監獄の意義目的が工錢の增收に非らず(中略)世人が常に監獄を誤解するの時、斯社會に於て如此議論を唱導するは監獄を誤り世を誤らしむる事を深く信す云々」と之即工錢增收論を唱

ふる者は人々を誤解せしむるなりと大に人の智能を危ぶむものなり然るに同しく其筆を以てして曰く「今日一監獄を管理する典獄諸君中に孔明が屯田持久策位の消息を（此處少しく不瞭解なれど工錢増收の必要位は無論人々を知る處なれば今更らば論をするは釋迦に向て說法するやうなものなりとの意に解し置く）知らざるものは一人もなかるべし如此賢明の士に向て娓娓消極論を唱ふるは無用なり」と前段には人々を誤らしむると謂ひ此處には賢明なる當局者に向て論を切り切りたる議論擔き出すの要なし即誤らしむる程の効なしと謂ふ足下よ予は爰に至て足下の論旨の頗るハコトノに驚けり蓋し後者の如くならん歟勿論予輩の言は眞に釋迦に說法なり誠に入らざる御世話に相違なきも結局無害無効と云ふまでにして足下の所謂監獄を誤り世を誤らしむると謂ふ如き事實なき筈なり故に予は足下の言は前後何れか異なるや之が判定を下すに苦しむなり

足下其最後に謂て曰く「仮令消極論を注入するの必要ありと雖も其時機の甚だ不可なるものあり」と足下何に依りて其時機甚だ不可なりと云ふや予豈敢て徒らに言を爲す者ならん乎予愚なりと雖も斯業に於ける諸士にして予の論する所を辨せざるが如き者萬々之なきを信ず唯だ諸士の此事を見る蓋し卑見と異なるあるを知る故に予の此事を述ぶるは即諸士の同情を得んと希圖するに外ならず記者足下よ足下は今日此事を論するを不可なりと謂ふ足下は足下が本紙第三號に揚げられたる全國に於ける監獄の經費及之か収入の統計を記誌せらるべし足下よ予の今日此事を論する果して其時機不可なるや否やを知らんと欲せば須からく其統計を已往と對比して考一考する處あれ蓋し思ひ半に過ぐへきなり

惟ふに監獄収入の増減あるは當局者の執る處の方針に依り多少異なるべしと雖も之を要するに工業種類の撰擇、賦課及程科料程又は之か督勵の寛嚴等其宜しきを得ると否とに因るものならん果して然らば其經費か年毎に増加するに拘はらず却つて収入の減少するか如きは即監獄改良の一要部たる工業の退歩しつゝある事實を表示するものと断定するを得べきなり吁々記者足下よ足下は足下の掲げられたる統計を看たりや其の統計は果して如何に現況を呈しつゝありや予は之か説を聞かん事を希ふ者なり言少しく危激に涉ると雖も予をして忌憚なく足下の言を評せしめば即根據なく責任なき論なりと云ふを取て躊躇せざるなり凡そ人の議論に反對するものは其説の當否は兎もあれ其信する處に依りて反對の理由を擧げて説明するの責任を有するものとす若し否らずして漠然人の説に對し開は不可なり不當なりとて誰か之に服従する者あらん乎况んや其論據不明なるをや是予足下の警告を容るゝ能はざる所以なりとす記者足下よ足下寔に予輩をして其説を止めしめんと欲せば更に其説を昭かにし予をして反省する處あらしめよ予素足下の斯業に忠實なるを知る予若し過ちあるを悟らば何を苦んでか敢て自説を確執せん速に旗を卷き兜を脱き潔よく足下の軍門に降るべしと雖も然らざるまでは予は倍々進んで前論を主張し之か續稿を足下に寄せ以て挑戦すへきなり嗚呼寛宏なる記者足下よ予が言頗る不遜幸に宥恕せられんことを



海外通信

拜啓打絶御無沙汰致し恐縮の儀奉存候、實は限ある時間と金力を以て多くの物を見、多くの事を探り、出来得る丈澤山視察して學び盡さんと熱望致し候ものから日夜奔走もすれば又時としては静坐書を繕き思慮を逞ふして自適時の移るを知らざる事も有之英國に着候後は夜一時より早く就床致し候事は無之過般「トインビー、ホール」に來り候以來は毎夜二時過或は三時頃に至りて寢床に就き朝は入時には必ず起床致す位に有之申候、或ては親友方の安否を伺ふ事を怠り候のみならず、視察の事情を通知する事は更に出来不申只だ一度少々永き手紙を大塚兄に送りし位の事に御座候、當地にて親く相成候人々は不得已務めて書狀を出す次第に有之大兄に御無音申上候は實に痛み入候何卒御海容可被下何れ二箇月を経ん内に拜眉々得可く候條其節十分御話申上度候、タラツク氏の事に付ては共に語りて面白き事澤山に有之申候小生は同氏より非常なる親切を蒙り感謝の至り

に御座候、同氏は異に愛慕す可き人物に御座候、同氏より歐洲各國を巡遊して面會す可き人々へ紹介状を賜り又た視察すべき監獄等をも詳細に示され申候實に父上が愛見の旅行を送るが如く親愛の情溢れ申候、小生は同氏と共に散歩も致し食事も共に致し、又た同氏の書齋にて勉強も致し、火爐を擁して共に四方八方の話をも致し當地に來りて同氏に交りしは此上無き幸福の儀に御座候、「トインビー、ホール」に一箇月半餘滞在せし事は是亦稀有の實験を得たる事に御座候、イースト、ロンドン、の暗黒世界をも親しく視察致し頗る學ぶ所有之申候、「トインビー、ホール」を去らんとするに付ては一同より送別の爲め一夕御馳走を受けたる杯言ふべからざる親切を蒙り候事何よりも嬉しき事に御座候、ニウヨークのラウソド氏よりも歐洲監獄社會の人々へ紹介状を賜はり候小生は念々明日夕刻ロンドンを辭し去りてオランダに渡り獨逸に侵入し白耳義に遊びて佛國に出て再び白耳義に歸り、アントウオルフより日本郵船會社の備後丸に乗り二月九日アントウオルフを出帆し四十五日計を経ば横濱に着する事に相定め申候、來る三月の末旬には愛兄と共に夜も晝も晝も舌の爛れる程話を

致し、富士山の崩るゝ程に笑ひ候日を迎ふること御座候、實に嬉度御座候

先日マヨン、ハワード及クリストの寫真に添へてトルストイの小冊子英國非國教各派協同の信條等の小冊子を御送り申上候、近時當地の宗教界は一活動を致し居り候何れ拜眉の節詳細に御話可申上候、ハワードの寫真は英國「ナシヨナル、ポルツレット、キャロロウ」に於て特別に求めたるものに御座候
一昨日は獨り靜に故新島先生を追念致候亂筆幾重にも御免被下度願上候

二月廿五日

於英京倫敦
廣津友信

留岡幸助大兄玉案下

雜錄

○文官任用、分限、懲戒の三

勅令

三月廿八日勅令第六十一號を以て文官任用令全第六

十二號を以て文官分限令全第六十三號を以て文官懲戒令の發布を見るに至れり右は何分突然の發布に係るを以て改正發布の主旨を知るを得ずと雖も要は只官吏選叙の道を明かにし官紀の振奮を期すると全時に文官に職務の保證を與へられたるに由あらざるか如し故に吾人は茲に以上の三勅令は時弊に適應する無上の好醒覺劑として之を歓迎せざるを得ず即ち左に三令の要點を摘記し讀者の参考に資せんと欲す
付三勅令の施行期限は四月十日なりとす

▲文官任用令

本令は舊令に比し格別の大差なしと雖も勅任官の任用資格を限られたるは至極時弊に適せり、從來勅任以上は任用令の外にありて何人とも雖も一躍直に勅任に任用せらるゝことを得しを本令は其資格を限られたること其主要なるものにして奏任文官に在りては舊令に於て滿三年以上高等文官の職に在りたる者となりしを滿二年以上とし滿三年以上判事檢事の職に在りたる者は奏任文官に任用せらるゝの資格を與へたりしも新令は滿二年以上と改め檢事は一般の奏任文官に任用せられ得るも判事の職に在りたる者は司法省部内の奏任文官に限られたるは檢事は兼て司法

行政官なりと雖も判事の職たるや純然たる司法官の性質を有するに過ぎざるを以て此區別を設け經驗者を採用するの主旨に出でたるか如し又判任文官資格者の内滿三年以上文官の職に在りたる者どありしを滿二年と改められたるに止まり其他は舊令と異なることなし

▲文官分限令

文官分限令は官吏の分限を確定保證せられたるものにして従前に在ては文官分限に關することは官吏懲戒令、非職條例等を除くの外公然規定せられたるものなく文官の免職は只單に監督長官の職權内にありしを以て苟も監督權を有する本屬長官の忌避に觸るゝことあるか若くは一朝長官の轉免ある毎に其影響忽ち下僚の屬官に迄交遞騷を行ひ下級官吏の地位甚た不鞏固にして之を言ひ換ゆれば文官の生命は恰も風前の燈火なりしを以て斯くては其結果事務の滯滞を招き官吏又其地位に安んずること能はざりしは亦餘羨なき事情なりしなり、然りと雖も文官分限令は之に反し大小文官の地位に保證を與へたるものにして容易に之を動かすことを得ざることをせしは官紀を振肅するの最良利器と謂ふべし、今本令の主點

を別記せば左の如し

- 一、官吏は刑法の宣告、懲戒の處分又は官吏分限令に依るにあらざれば免官せらるゝことなき事 (全令二條)
- 二、官吏は其意に反して同等官以下に轉せらるゝことなき事 (全六條)
- 三、免官の條件を左の三とす (全三條)
 - 一、不具、廢疾又は身体精神の衰弱に由り職務に堪へざる時
 - 二、傷痕、疾病に依り其職に堪へざる者又は免官を願出るとき
 - 三、官制の改正に依り過員を生じたる時
- 但第一號の場合に於ては懲戒委員會の審査に付す
- 四、廢官癡癲の官吏は當然退官者たる事 (全四條)
- 五、休職の制を設けられし事 (全五條)
 - 註休職は従前の非職を改稱したるものにして通常其期限を三年とし休職期限中は俸給三分の一を給せらる
- 六、本令施行前非職又は休職中の者は本令休職の例に依る事但休職給を給せらるゝの限にあら

右は本令の規定を概記したるに過ぎずと雖も従前の懲免免官の制は全く消滅したるものにして冗員淘汰の場合に於ても休職を命するの外自己の意に反して免官せらるゝことなきものと知るべし

▲文官懲戒令

本令は官吏懲戒例の化身にして文官の懲戒は親任官及特別の規定ある者を除く外本令の支配を受くべきものとす、其要領左の如し

- 一、懲戒を受くべき場合左の如し (第二條)
 - 一、職務上の義務に違背し又は職務を怠りたるとき
 - 二、職務の内外を問はず官職上の威嚴又は信用を失ふべき所爲ありたる時
 - 二、懲戒の種類を分て左の三種とす
 - 一、免官者は失職の日より滿二年間官職に就くことを得ず
 - 二、減俸は一月以上一年以下、年俸月割額若は月俸の三分の一以下を減ず
 - 三、譴責は本屬長官之を行ふ
 - 三、懲戒委員會を分て左の二とす

- 一、文官高等懲戒委員會は委員長一人(樞密顧問官)委員六人を以て組織す
- 一、文官普通懲戒委員會は委員長一人(各官廳の長官)委員二人乃至六人とし左の各官廳に之を置く
 - 一内閣 一樞密院 一各省 一臺灣總督府 一會計検査院 一行政裁判所 一警視廳 一北海道廳 一府縣 一臺灣の縣及廳 一貴族院事務局 一衆議院事務局
- 右の外各省大臣に於て必要ありと認むるときは其所轄官廳に普通懲戒委員會を置くことを得
- 四、懲戒の手續は書面審査を原則とし必要と認むる場合に於ては本人の出頭を命することを得

○通譯兼掌看守を置くこと

三井 久陽君

改正條約實施の期將に目前に迫り餘す所僅に兩三月に過ぎず之れが準備としては朝に野にオサく怠りなきことなるか監獄に於て第一に肝要なるは我監獄則の規定を彼等に示し所遇上彼我其言語意思を通ず

るの方辨なりとす之れに就ては警察監獄學會に監獄英語必携の著あり大日本監獄協會に日英對照監獄則及施行細則の備へあり近頃又た中村君が監獄官教科書の續編として外國人拘禁所遇法なる新著ありて何れも開然する所あらざれども言語意思の通譯者に於ては尙ほ未だ充分の備ありとは認め難きか如し新聞紙に就て之を見れば當路の局に於ては東京其他五港には時に通譯看守長を特置せらるゝやの記事あれども之れにては尙ほ満足し難きものあり從來無籍外國人を拘禁したる實驗によりて考ふるも普通英獨佛露清の五ヶ國語は通譯せらるゝの準備なかるへからず一名若くは二名の通譯看守長を特置して此五ヶ國語に不便なからしむること通常六かしきことなれば定員の看守を以て通譯兼掌者を設け一監獄署監獄支署に十名以内を以て定員とし之れに三圓以上指圓以内の月額手当を支給するの規程と設けらるゝに至らば通譯看守長の設置とにも双方頗る便宜を得るに至るへし而して看守通譯兼掌者は各府縣何れにても之を設置するの規程とし常に必要な府縣にありては臨時に之を設くることとし前記金額を月額手当として相當豫算を備へなは又た以て看守をして外國語

を獎勵するの一助となるべし

○監獄衛生と監獄教誨

浪々生君

監獄衛生並監獄教誨の必要なることは今更辯を待たざる所なるに拘はらず比較的斯事業の進歩發達せざるは要するに其事業の性質直接奏功の顯著なるものなきに依らざるはなし監獄衛生の事は姑らく之を措くも教誨の如きは殊に頑冥執拗なる犯罪者の心性上に關することなるを以て從來世人を始め當局者夫れ自身に於ても餘り之を重要視せざるの原因に出たるか如し然るに昨年巢鴨監獄署教誨師交迭事件の端なくも社會の大問題となりしより其理否の曲直は姑らく置き少くとも世人の監獄教誨事業に傾具するに至りたるは斯事業の爲め至幸甚なりとせず、現に此事業の起りし以來當局政府は勿論社會か深く此問題に注意を惹きし結果として從來全國に多くの教誨師を派遣しつゝある東西本願寺に於ても教誨師養成上に付注意を加ふるに至り昨今淺草本願寺別院の如きも青年僧侶をして斯學に博通せる小河監獄事務官を招聘し監獄に關する理術を聽講せしむるに至りた

るか如きは將來監獄教誨師を養成するに至極適當の措置と云ふべきなり亦以て監獄教誨の實効を擧ぐるに蓋し難きにあらざるへしと信す然りと雖も一面教誨師待遇の稍甚な稱尊冷淡なるを以て適當の教誨師を採用するの困難なるのみならず當局者亦甚た尊敬の度薄きは勢止むを得ざる所なりと雖も世の教誨師たるもの高節自ら持し内に徳を修め清廉温雅を以て外に對するは勿論監獄官吏先づ教誨師に尊敬の意を表し而して後始めて彼等罪囚を肅化善導するあらんか其奏効の顯著なるものあるは素より茲に斷言を憚らざる所なり果して然りとせば監獄教誨師の養成人物の撰定は今日獄治上緊急要務中の最たりと雖も政府亦自ら其人を優待する方法を設くるを要す是れ即ち監獄教誨を振興するの原動力因たるへければなり

更に歩を轉して監獄衛生の事を見んか監獄は元と社會と隔絶したる小團體たるを以て一般の公衆衛生と比較對照すべきにあらずと雖も其疾病死亡比例に於て遙かに上乘を占むるが如し、是れ或は勞働の程度衣食住の點に於て其社會と異なるものあるに依るべしと雖も吾人を以て之を見れば寧ろ正反對に其死

亡比例等に於て僅少ならざるべからざるを疑ふものなり何となれば在監人は其老幼男女等の點に於て姑らく社會と差異なしとするも苟くも犯罪を敢てするものゝ如きは病癘の爲め又は嬰兒にして犯罪の能力なき者なきのみならず其起居動坐飲食等法令の範圍内に於て之を律するを以て社會に於けるが如く天折若くは自ら病故を招くが如き事實及機會尠かるべければなり、然るにも拘らず監獄内の死亡比例は統計上遙に社會の上乗に位すると云ふに至ては未だ監獄衛生の進歩せざるに原因するものと云はざるべからざるなり而して是等は或は獄則に規定せる食物の不貞等素より其主因なるべしと雖も監獄醫の其人にあらざることも亦其一因たるを免かるべからざるが如し、統計の示す所に依れば我國醫師の數は全國人口に比し甚だ僅少ななるを以て見るも現今獄醫を任用しつゝあるが如き薄少ななる報酬を以て其醫を監獄に收集せんとするが如きは到底不能の事に屬す、現に明治三十二年度府縣監獄醫俸給豫算調査に依れば地方稅支辨に屬する府縣監獄醫の人員は合計二百四十人にして此一人俸給平均額を算出するに僅々十九圓餘に相當せるに過ぎず、事實既如斯なりとせば僅々二

十圓内外の薄給を以て扇謁其醫を採用せんとするが如きは到底樹に縁て魚を求むるの類にして監獄衛生の振はざる亦決して無理なりとぞせ况んや其待遇の如きも區々に於て現に集治監の監獄醫は純然たる判任文官なるも府縣監獄醫の如きは巡查看守同様判任待遇たるに遺ざるに於てをや、現に彼陸海軍々醫の如き俸給は甚だ裕かなりと云ふ能はざる迄も悉く皆純乎たる高等官にして其待遇は監獄醫に比し雲泥の差あるにあらざるや、吾人が茲に監獄醫を以て陸海軍々醫に比較を取るは讀者或は異様の感を抱くなるべしと雖も吾人は之を以て好適例なりと斷言して憚からざる所なり何となれば護國干城の軍人たるを將た刑辟に觸れたる罪囚なるを問はず其待遇こそ霄壤の差こそあれ其身体生命を重んぜざるべからざるの點に於ては兩者の間に些少の差異なきを信すべければなり、現行の法制に於て監獄醫の待遇俸給既に以上の如くにして監獄衛生の不振を云爲するが如きは當局其人の恐しきにあらずして規定の當を得ざるに職由せざんばあらざるなり

之を要するに監獄教誨と云ひ、監獄衛生と云ふ兩者共に監獄行政に對する關係は恰も人生の糧食に於けるが如く一日も之れか設備の缺欠を許さざるものなるに拘はらず監獄醫、教誨師待遇の當を得ざる結果として其人を得易からざるより以上兩機關の施設奏効甚微として振はざるの遺憾尠からざるものあるを以て政府は此際斷乎として現行の官制を改め教誨師監獄醫の待遇を高め俸給を豊かにし以て其才を監獄に採用し得るの方案を講せられんことを吾人は希望の至りに堪へざるなり、以上吾人の希望をして其目的を達せしむることを得は高徳の教誨師、扇謁の監獄醫雲霞の如く監獄に集中し治獄の改善を助長せしむること吾人の今より信して疑はざる所なり敢て當局政府の熟考を請ふと云爾

○内務省監獄報告例調査方に就て(承前)

三井久陽君

第十二新に刑を受けし囚人の罪名及貧富教育父母の有無 之も亦た三表を併記したる者にして其貧富及教育の程度の分類は人に依りて見解を異にし自ら各府縣區々たるを免かれず大抵左の區分を以て蒐輯せば蓋し各分類の程度を得て眞像を得ん

貧富

<p>資産アル者</p> <p>土地家屋ヲ所有シ數百圓以上ノ現金又ハ餘財アル者、一町歩以上ノ地所ヲ有スル者、二百以上ノ貸借家ヲ有スル者、現金又ハ公債證券株券等五千圓以上ヲ有スル者</p>	<p>稍資産アル者</p> <p>前記以下ノ動産不動産アル者</p>	<p>資産ナキ者</p> <p>前記ノ如ク動産不動産トモニナキ者モ衣食住ニハ格別差支ナキ者即チ一日ノ收入ハ一日ニ費消シ一月ノ收入ハ一月ニ費消スル類</p>	<p>赤貧者</p> <p>衣食ノ資ニ乏キヲ告クル者乞丐者</p>
--	---	--	--

但資産ある者にして甚たしき負債の爲め差引減盡する者の類は酌酌なかるべからず

教育中

<p>文字ノ讀ミ書ヲナシ得ル者</p> <p>イロハ又ハアルハベツトチ讀ミ且ツ書キ得ルヨリ以上小學全科卒業ニ至ラサルマデノ學力相當ノ者</p>	<p>イロハ又ハアルハベツトチ讀ミ得レトモ書キ得ルコト能ハス又タ幾分讀ミ書キ得ル者一丁字ヲモナキ者</p>
---	---

上段の二欄は別に疑なければ略す而して學制齊はざる比に於て寺子屋にて商賣往來庭訓往來女大學等を習ひたる者歐文の綴字、讀本を習ひたるに止まる位の者の如きは第三欄に四書五經の大意を解し歐文地理書歴史以上を習得したる者の如きは第二欄に又た小學若くは中學へは入學せざりしも或る科學を専攻し修得したる者の如きは中學卒業以上の者と見て差支なかるべし

父母の有無とは實父母の存否に限るべし實父母失踪して生死不明の者あらは存せざるものとして掲ぐるものとす

第十三新に刑を受けし囚人の罪名及宗教 本表宗教とは當人の信仰する宗旨を掲ぐるの旨意なれば我邦の習慣なる無信仰なる宗旨を云ふにあらす例之は其生家代々の墓處は曹洞宗の寺院に葬らるゝも當人に於て日蓮宗を信仰する者なるときは之を日蓮宗の欄に記入し又た自身に信仰する宗旨なきときは無信仰の欄に記するか如し黒住派、蓮門教、天理教信者の如きも一宗旨として別に欄を置き記載すべきこと勿論なり

十四新に刑を受けし囚人の罪名及職業 職業の分類

は統計編纂上兎角一定を欠くもの多し蓋し其種類復雜多端なるを備々數種の大別によりて填記せんとするが爲めなれば充分其性質等を研究して探録せざるべからず本表の分類は大體九種とし更に分て十八種とせり此區分は未だ以て小數なるのみならず大に批難なき能はざるは遺憾とする所なり然れども此分類は限定せられたるものにして各自の考を以ては動すべからざるにより須らく本表に示さるる範圍に於て諸般業種の疑を起し易きものを摘録して茲に掲ぐ

自由業 新聞記者、代書人、書家、畫家、僧侶、
 添削家、謄寫業、議員、入齒師、按摩の類
 農 業
 耕作及養蠶業者、農作主、小作人、養蠶業主の類
 其他 農耕會社役員、養蠶會社役員、牧畜業、
 植木屋、運根堀、漆採、庭師、炭焼、薪作、
 桑作の類
 傭及助手 農作手傳、養蠶手傳、糶挽娼、牧畜傭夫、農作及養蠶會社の傭員の類
 漁業者 漁師及其傭人、海藻採、具捕の類にして鳥獸の獵師は含まざる者とす

各業者の家族にして平素直接其業務に従事せざる者は無職業とし其之を助手し又は従事する者は各相當欄内に算入するものとす

○看守採用に就て

杞愛生君

看守を採用するには規則に従ひ試験を要するを以て之を正確に行は固より情弊を生ずる筈なしと雖も全く其弊害なしと斷言する能はざるは甚だ以て遺憾なりとす予は些々たる弊害を擧げて云々するか如き愚を學ぶにあらず頃日道の爲め甚だ憂ふべき弊害の端諸を發生したることを耳にしたるを以て之を黙々に付し難く止を得ず茲に一言せざるを得ざるに至れり

并は曾て歐米に於て夙に行れたる弊害なるも獨り我國に在ては今日まで聞知せざりし所のものにして夫の刑事被告人を曲庇し罪証を湮滅して以て無罪に歸せしめんか爲め殊更看守の職を奉し被告人に接して通謀するの弊害はれなり予は近來果して斯くの如き弊害を發生したる事實ありや否之れを知らずと雖も益々世の文明に赴くに從ひ又新しき弊害を生ずるは有勝の事につき將來其弊を生ずることなしと斷言す

鑛山業 (業主は單純なれば別に掲げず)
 其他 鑛山業會社の役員の類をも云ふ
 労働者 鑛山業の職工、抗夫、運搬夫の類
 工業
 起業者 建築請負業者、土木請負業者、鑛工業主、造船會社役員、等工技の業主と見らるべき類は此内に入る
 技術者 右工業の技師技手、左官、大工、等間接直接に技術に従事する類
 労働者 工業上の手傳、運搬人、等技術の心得を要せざる労働者の類
 商業
 業主 物品の賣買をなす者の業主は勿論通運業融通業の業主人力車夫車力等の類
 傭及見習 前項の傭員僕婢及見習人
 労働者 (前二項は單純なれば略す)
 僕婢 前各項の業務を助くることをなさざる家僕家婢
 其他 遊藝者、洗濯業、理髮業、前各項に屬せざる飲食製造業、獵者、屠牛業、温泉宿其他
 洗湯業、雇人口入業等の業主及其雇人

るを得ず去れば注意の上にも注意を加へ看守たるべき者の人物を撰擇するを要す然らば如何なる方法を設くるを以て可とするか此點は須らく考慮を要すべき問題なりとす

諸て從來多くの地方に於ては採用試験に合格せし者は身元取調方を一應所轄警察署に照會の上品行其他不都合なきものに限り之を採用し來りたるを以て敢て大なる弊害なかりしも平素本人の品行方正にして毫も瑕瑾なき者に於て前記の如く被告人の罪証湮滅を謀るの目的を以て看守を志願するに於ては蓋し其隠謀を發見すること難かるべし又或る地方に於ては保証人を立て志願書を徴する所ありと雖も遂に儀式的に流れ殆ど其効用を見ざるもの多し尤も嚴密に之を行ふに於ては必ず保証の効用あるべしと雖も先づ採用試験の際能く志願の目的を取亂し且つ警察署に向て身元取調の照會を發するのみならず本人志願の目的及勤績するの見込あるや否の點に至るまで之れが内偵を托するに於ては若し罪証湮滅を謀らんと欲て志願する者ありとすも到底其目的を直すること能はざるべし

右は殆ど無用の心配にして寧ろ杞憂に屬すべしと雖

も事体輕からざる事柄なるを以て決して輕に看過すへきものにあらざるは予か其弊害を未發に防遏する方法を講ずる所以なりとす然りと雖も予は常に看守其人に對して疑心を懷しものにあらざる一旦相當の手續を盡して採用せられたる者は確かなる人物なりと認む若し多くの中に於て遇々非行をなす者ありたるときは其輕重に因り或は同僚の忠告に止め或は同僚の面汚となるか如き失体ありたる場合に之を上官に申告し斯道の爲め勉めて弊害を除去し國家に忠勤を盡すを要す同僚互に其非を發き常に相争ふか如きは吾人の探らざる所なり予輩頃日聊か感ずる所あり匆卒筆を執り記して以て當局者の參考に供す

○看守の辨當料に就て

碌々生君

何れの監獄に於ても夜警に従事する看守には一夜一食乃至三食以下の辨當料を支給し従前は一食二錢五厘の割合を以て給せられたることある由なれども社會の進歩に伴ひ追々諸物騰貴したるを以て今日に在ては辨當料も大概一食五錢位つゝ支給するに至れり然るに或る監獄に於ては一昔前の例を墨守し囚人の

辨當料すら五錢以下と定められたる今日に於て仍ほ看守に一食二錢五厘の辨當料を給する所ありと云ふ果して事實なりとせば看守を遇するに酷薄を極むるの誹りを免かる能はざるへし勿論經費の都合にも依るへしと雖も是等は當局者の働き如何により經費を増加すること敢て難きにあらざるへし去れば些々たることなりと雖も看守の品位にも關係あるを以て相當の金額を支給せられては如何

雜報

○次官局長の交迭に就て

(小松原氏大久保氏を觀迎す)

本月七日松平内務次官依願本官を免せられ小松原司法次官内務次官に榮轉せられ、同時小池監獄局長非職仰付けられ大久保内務大臣秘書官に依て其椅子を襲はるゝに至れり、松平氏と云ひ小池氏と云ひ共に我監獄改良事業に盡力せられ吾人を擧導せられしと決して慙なきはあらざると雖も二氏の在官割合に久し

からずして就中小池氏の如き專任監獄局長の先登として其地位を占められ殊に氏自ら容易に其地位を去るか如きことなしと明言せられたる以來未だ數閱生月ならず今日、突然其位を去らるゝに至りしは吾人茲に氏の不幸を悲ますんはあらざるなり之に反して新任次官小松原氏は掌て警保局長として令聞あり殊に監獄事業に就ては淺からざる資縁あり現に監獄費國庫支辨問題に對しては頗る熱心なる贊成者たるあり、新局長大久保氏は壯年有望の君子にして曾て久しく米國に遊學られし博識多才の良能にして吾人は茲に其次官局長を得たるを喜ぶと同時に我監獄の前途望み春の海の如きものあるを信じ深く慶し且厚く兩氏の就任を歓迎し吾人に垂教を請ふの情切なるものあり、敢て新次官、新局長の健康を禱ると云爾

○警察監獄學校官制及開設

期ニ就テ

吾人の豫報せし如く警察監獄學校官制は愈々近日發布せるゝ由にして該官制發布の上は直ちに當該官吏の任命を見らるとならんか諸同學校の開設は果して何

時頃なるへき哉は當局者の共に聞かんと欲する所に於て吾人の聞く所に由れば目下現に外國教師僱聘の協商中なるを以て僱外人の渡來迄には尙數ヶ月を要し其間之れか開始を猶豫するか如きは策の得たるものにあらずとの詮議にて諸般の準備整頓の上は一日も早く開始せられんとの議にて略々其事に決定せるやの由、然りと雖も今後尙ほ校舍の設備並教官撰任等に就き若干日を要すへきを以て第一回練習生召集の期は多分來る五月中旬頃になるへしと云ふ

○練習生撰擇に就て

監獄警察當局者より撰定せらるへき練習生は地方官會議に際し夫々内訓せられし善なりしが當局者以外のも者より募集せらるへき人物の資格及び撰擇方に就ても各地方長官に全任せらるゝこととなりたりと云ふ、今其非常當局者の撰擇資格なりと云ふを聞くに尋常中學卒業の者若は之れと同等以上の學力を有する者、又は文官普通試験に及第し合格證書を有する者にして地方長官に於て將來警察監獄官吏たるに適任なりと確認したる者の内より隨時拔擢せしめらるゝ筈なりと云ふ、尤も其撰定方に就ては最初主務省に

於て直接行はるべき筈なりしも今回文官分限令等の發布に依り卒業後就職地の需用を斟酌せざるべからざる等の懸念あるより斯くは便宜地方長官の職權に任せらるゝことになりたりと云ふ、是れ亦道理ある事なりとす

○刑事訴訟法の改正に就て

曩きに帝國議會の協賛を経たる刑事訴訟法改正案は去る三月二十二日(二十日付)法律第七十三號を以て公布せられたり、最も該改正案の要點に就ては本誌既に之を前號の雜報に掲載せしことありと雖も刑事訴訟法の改正は監獄に密着の關係を有すること大なるを以て更に左に其要點を描記せん

一舊法は訴訟書類は總て捺印主義を採りたりと雖も改正條約實施に伴ひ捺印の習慣なき外國人には到底之を強制すべからざるを以て捺印し能はざる者は署名するを以て足ることに改めたる事、是れ即ち從來日本人雖も在監の者は往々印章を所持せざること多きを以て捺印に換ふるに捺印を以てせしこと多しと雖も捺印は素と當人の眞否如何を證明するの具たる能はざるのみならず捺印の習慣なき者に對しては之を強ゆるの種かならざるものありを以て署名するを以て足るとに改められしものにして署名は即各人各異の特質を描出するものなるを以て後日の憑據たること寧ろ捺印に優るものあるべければなり、若し本人署名する能はざるときは立會人代署し捺印せしめ若し署名捺印する能はざるときは立會人代署するを以て足る、立會人は其事由を記し署名又は署名捺印を要す、官吏公吏の面前に於て作成する書類は立會人を要せず官吏公吏代署して其事由を付記するに止む、故に從來監獄に在て必ず在監人に捺印せしめ來りし訴訟書類は自今捺印を要せざること改められしなり(第二十條乃至二十一條)

一拘引狀拘留狀の謄本下付の制を改め本人の請求あるにあらざれば開示を要せざる事(第七十七條)

一在監人に對する拘留狀送達は執達吏をして爲さしめしを改め司獄官吏をして之を執行せしむること、舊令は總て執達吏をして送達せしむべしとありしより無用の手数と時間を要するを以て往々監獄の首長に托し送達せしめ來りし者多く從て此場合に於ては該法文は空文の嫌なきにあらざりし

荷も在監人を管束せる典獄を経由せざりしは其手續穩當ならざりしを以て斯くは本條の改正を見るに至りしものなるべしと信す(第八十四條)

一拘留を受けたる被告人と外人との間に書翰書籍及其他の書類の授受は總て豫審判事又は檢事の檢閱を経るを要せしを改め單に書類に限られたる事及び密室監禁の制度を廢止せられたると同時に豫審中の被告人に對し監房を別異し他人との接見、書類物件の授受を禁し又は其書類物件を差押ふることを得るの道を開きたること、前段は舊令に比し書籍の檢閱許否權を監獄則の規定に譲られたるは至極適當の改正にして今後は書籍の差入は典獄限り之を許否して可なる義なりとす後段は舊令の密室監禁に換ふるの取締法たるに過ぎざるを以て茲に説明を要せず(第八十五條)

一密室監禁を廢止したること(第八十七條第八十八條第八十九條削除)

一密室監禁の廢止は近時立法の進歩に伴ひ併せて監獄制度の改良進歩に待つあるの主旨に出たるものなるべし

一保釋を許さざる言渡に對し異議の申立を許したる

こと是れ専ら人權を重んじ豫審判事の專横を豫防するの趣旨に出つ(第一百五十八條)

一身体に意識の不完全なる者に及び事件の模様により裁判所自ら辯護人を付するの制を設けたること、是れ及幼者婦女及意識の不充分なる者若くは要犯疑獄に對し辯護人を用ゆること能はざる者を保護するの精神に出てたるものにして要するに誤判冤狂なからんことを豫防するの本旨に出つ

○監獄則中の自然消滅

(第二十五條二項)

刑事訴訟法の改正に伴ひ監獄則第二十五條第二項は自然消滅に歸したり即ち刑事被告人にして領置の貨物を以て其父母妻子の扶助及び正當の費用に充んと請ふときは從來當該裁判官の允許を要したりしも貨物は書類にあらざるを以て刑事訴訟法第八十五條第三項に依り裁判官の禁止若くは差押へなき以上は隨時典獄に於て許否し差支なきものとす讀者の参考の爲め一言せり

○地方官々制改正の議に就

て(書記看守長名稱を改正せらるべし)

此頃新紙の報する所に依れば各府縣に視學官を置か
 るの詮議あるやにて遠からず地方官々制に改正を
 加へらるへしと云ふ、果して然りとせば此改正の期
 に際し吾人の希望を云はしめは從來兼て風説ありし
 監獄書記看守長名稱改正の件の如き此期を待まらず
 之を斷行せられんことを望む、尤も書記看守長の名
 稱を歸一せしむるの必要なるは今更籌を待たざる所
 にして、兩者等しく監獄官吏なるに拘はらず從來其
 名稱の異なるか如く全然其職務の性質を殊別せるよ
 り動もすれば久しく監獄事務に従事せる者にして監
 獄全般の事に通曉せざる等の嫌あるのみならず往々
 看守長にして庶務計算の事務に暗く書記にして檢束
 戒護の事務に干與せざるより勢、偏重偏輕に陥るの
 傾あるを以て事實に於ては兩者を兼勤せしめ漸く右
 の弊を矯正しつゝある今日に在ては名稱歸一の件亦
 た監獄行政上重要事項たるを以てなり况んや改正典
 獄任用令は汎く監獄事務とあり將來全般の監獄行政
 に通曉する者を養成するの必要ある今日柄又急務な
 りと謂ふへし事實果して如何

○看守定員令に就て

に於て内地の制に依りたりと雖も定員算出率は内地
 の同則に比し多少餘裕あるか如し然りと雖も臺灣の
 監獄は其構造の不完全なりと云ふ割合に本令の定員
 を以て適當の拘禁法を確保するを得るとせば吾人は
 寧ろ當局者の手腕に依頼せざるを得ざるなり

○看守給與品規則に就て

由來監獄の看守は警察の巡查に於けるが如く兩者の
 間に聊かの差異あるを認めざるに拘はらず從來の例
 に依れば其筋當局者を初めとし兩者に關する法令も
 亦常に警察に一籌を輪するの嫌ありしは將に掩ふべ
 からざるの事實なりしなり然りと雖も昨今に至り氣
 運朝に一轉し看守と巡查とは其職務の性質に於てこ
 そ異なる所あれ兩者等しく國家の最重機關として獨
 立對等の地位に置かるゝに至りしは斯業の一進歩と
 謂ふべし現に今日に於ては看守と巡查は其俸給待遇
 に於て同等なるのみならず兩者相互に其權域を守り
 相上下すべからざるに至りたるは吾人の平素慶祝す
 る所なり、然り既に看守巡查に關する諸法令は各別
 に之を制定せられ昔日の窘蹙を脱するに至りたる結
 果として曩きに改正發布せられたる看守給與品貸與

現行の看守定員令は其算出標準は只拘禁男子の員數
 に依り全國一律に據らしむることとなり監獄構造工
 場作業設備等特別の事情ある場合に於ては特に之を
 定員外の増置とするの制なりと雖も全國府縣中此特
 別看守を増置せる地方は殆んど絶無なるか如し是れ
 皆經費に關係を有すること大なるを以ての所以にあ
 らざるはなし而して一面看守の數比較的充分ならさ
 るより休憩、休暇を與ふる等看守休養の餘裕に乏し
 とは從來當局者の實見談に聞く所にして要するに現
 行の看守定員令は不完全たるを免かれざるが如し故
 を以て其筋に於ては遠からず本令に改正を加へられ
 ん模様なりと云ふ、尤も看守定員令を改正の曉きに
 至ては看守の定員率を増加し從來の雇員を全廢し警
 察に於けるか如く看守をして内外の勤務に膺らしめ
 漸次監獄全般の事務に通曉せしむることに組織を改
 めんどの内議も之れある哉に承知せり果して然らば
 是れ實に一舉兩得の策と云ふへきなり

○臺灣看守定員令

臺灣總督府所轄の府縣及廳看守定員令は三月三十日
 勅令第五十四號を以て公布せられたるを見るに大體

品規則は寧ろ巡查の全則に比し比較的優なるものあ
 るは要するに其職務の繁閑勞逸の度を斟酌し制定せ
 られたるものにして吾人は監獄の爲め之を贊助する
 に各ならず、然るに往々地方に依り全則實施上に就
 き巡查との權衡を云々し其筋に向て該則の除外例を
 開かんとて給與品の供用期限延長の件を稟請せらる
 るものありと云ふ、是れ或は地方經濟上の便宜に出
 つるものなるへしと雖も徒に其例を巡查に取り其員
 數を減少若くは變更せんと欲すと云ふに至ては吾人
 監獄當局者の爲め之を惜まざるを得ざるなり、何と
 なれば看守と巡查は既に其職務の異性質なるか如く
 各其規則殊別しあるに拘はらず巡查との權衡論を擔
 き出すか如きは監獄當局者自ら看守をして巡查の下
 風に立たしむるの偏を作るものなればなり、宜なる
 哉其筋に於ては右等の申請に對し一切之を許容せら
 れざるの方針なる哉に聞き及へは當局者幸に其心し
 てぞありたし

○看守巡查俸給比較

本誌前號の紙上に於て明治三十二年度府縣監獄費豫
 算中看守監獄警敷師以下の定員及俸給平均額を編

職し讀者に報道したり就中看守の俸給は地方の状況に依り多少の差異あるは到底免るべからざる所なりと雖も試みに之を調査俸給平均額に對照するに關し大分の二縣を除くの外漸く同一平均額を保つに至りしは監獄當局者の注意盡力の到す所なりと雖も是れ又社會が監獄機關の職責の重きを知るに至りたるを證するに足るべきものありと信ず然りと雖も現に國庫支辨の看守俸給は如何と云ふに一人平均月俸拾二圓なるに各府縣中能く拾二圓の俸給平均額を支出するもの果して幾何かある警視廳新潟縣を除くの外は總て拾一圓若くは夫れ以下に過ぎずして或は甚だしきは拾圓以内なる地方ありと云ふに至ては吾人此地方看守の爲め其不幸を嘆せずんばあらざるなり今や時將に明治三十三年度豫算編製の時期に際し聊か記して當局者の參考に供すること爾り

○小河事務官の消息

(付監獄局の昨今)

小河監獄事務官は既に其局務に於て全般の事務を監視し局長を補佐せらるゝ多忙の位置に在る身を以て傍ら法典調査會委員を拜命せられ將た内務省主管事

務條約實施準備委員として重要な公務に執掌せられつゝさへあるに於ては帝國大學に監獄學の特別講座を擔任せられ將た又淺草別院の聘に應じ青年僧侶に監獄學を講進せらるゝ等全氏昨今の多忙想像するに餘りありとす然るにも拘はらず氏の博識勤勉の致する所本會及監獄協會雜誌は勿論其他各種の雜誌に監獄并社會問題に關する卓見を公表せられ吾人後進を誘掖提進せらるは吾人の深く敬服に堪へざる所に於て苟も氏の如き強記海量紳々として餘裕ある士にあらざるよりは奚そ能く如斯なるを得へき吾人は厚く氏を徳とせり當局者亦吾人と感同ふ所なるべく加之今回監獄學校の開設に方り氏に待つあること亦大なるものなり、氏たるもの幸に健全に身体を自重し長く國家并斯道の爲め尽されんことを希望するや切なり

○餘罪者在監費の義に就て

茲に甲地監獄在監囚にして餘罪發覺し乙地裁判所に

付昨今主管監獄局に於ても監獄則及付屬法令の改正案調査等にて局僚皆頗る多忙を極め居らるゝと云ふ斯道の前途實に海の如し

押送せられ審理の未餘罪は遂に無罪若くは免訴となりたるときは其身柄は裁判確定後直に甲地監獄に送還し前刑の執行を爲すへきは當然なりと雖も餘罪に對する裁判宣告後確定に至る迄數日間乙地監獄に在監せし費用は甲乙河れの地方より支辨すへきやに就ては曩きに乙地の負擔たるべき旨茨城縣其他の指令を各府縣に通牒せられありと雖も此程に至り右は無爲又は免訴の言渡と同時に前刑執行中の故を以て依然乙地に在監せしめたる義にして本犯に對しては其費用の甲地の負擔たるへきは當然にして毫も疑なき所なるを以て之と矛盾せる前日の通牒を變更し今後右様の者に對し總て甲地の負擔たるへき旨更に一般に通牒を發せられたりと云ふ左もあるへき義なり

○密室監禁の制度廢止に就て

曩きに法律第七十三號を以て刑事訴訟法の一部を改正せられ密室監禁の制度を廢せられたるに就ては其結果として從來各監獄に設備ありし密室監は總て不用に屬することゝなれり、而して改正法は從來の密室に換ふるに裁判進行上必要あるものは豫審判事に於て監房を別異し他人より書類物件の授受を禁し又

は差押ふることを得ることゝなりしも右は單に監房を別異し羈居拘禁に付せざるに止まる義にして舊法の密室監禁の餘習を事實に存続するか如きは改正の趣旨に反し且つは被拘禁者の感情を害するか如き虞れあるを以て舊來の密室監は自今可成右別異監に使用せざらんとこそ穩當なるべしと云ふ是れ至極道理ある事にて當局者の注意又其邊にあらまほしき事こそ望ましけれ參考の爲め茲に一言し置くものなり

○典獄の交代

(岩手、福井、愛媛、高知の四縣)

本月七日次官局長の交代に引續き全八日知事書記官警部長に大交代を行はれたると同時に岩手縣典獄小林清一、福井縣典獄田中重之、愛媛縣典獄木戸麟、高知縣典獄廣澤或郎の四氏依願本官を免せらるゝに至れり、吾人は茲に四氏の爲め之を惜む且久しく斯道の爲め盡瘁せられたるを感謝するに吝ならざるなり、而して以上四氏の後任は本月十三日に至り左の通任命を見るに至れり
任岩手縣典獄 東京集治監書記 中 村 襄
叙高野官入等

假令は郵便條例の改正により郵便税及び電信料の改正せられたること其他典獄より時々告示すべき事等と同掲示場に掲げて之を知らしむることゝせられた

通 信

○北海道廳看守所考試試驗

北海道廳監獄署通信

明治三十二年三月廿日北海道廳(監獄署内に於て執行す)に於て監獄書記看守長特別任用令及看守考試規程に依り實務成績の考査を遂げ其優等者に就き更に學術試驗を執行せり

- 主任官 參事官 横山隆起
典 獄 四王天數馬
書 記 金野定吉
受驗者 看守 藤波喜兵衛

- 全 佐野保二
全 矢野慶吉郎
全 大石運助
全 溝口長幸
全 高杉林次郎
以上六名
- 午前九時三十分を以て學術の試験を始め午後二時三十分を以て終る而して其問題は

- 刑 法 二問題
刑事訴訟法及裁判所構成法 三問題
監 獄 法 規 二問題
會 計 法 規 二問題
算 術 二問題
- 以上五科目にして十一問題なりとす之を詳記すれば則ち左の如し

- 刑 法 一 教唆者を教唆したるもの及び従犯を補助したるもの、刑法上の責任如何
二 受寄財産費消罪と窃盜罪の區別如何
一 刑事訴訟法及裁判所構成法
一 令狀の種類及其効力如何

- 二 控訴と上告とは如何なる差異ありや
三 刑事訴訟に就き區裁判所と地方裁判所との權限の差異並其理由を述べし

監獄法規

- 一 監獄の種類を詳述すへし
二 囚人と刑事被告人と待遇上差異ありや否理由を附し詳述すへし

會計法規

- 一 政府の工事並物件の賣買貸借を競争に付する理由如何
二 第一豫備金を以て支出する場合と第二豫備金を以て支出する場合とは如何なる標準に依り區別するや

算 術

- 一 囚徒二百五十八十五日間の食料は七十五人何日間の食料に相當するや
二 或る人の年齢を問ふに吾か年の八分の五は十五年なりと答たり其年齢何年なるや

以上

右受驗者の得點法は一科目の満點各百點つゝにして其總數は五百點なりとす而して之に對する各受驗者

の得點數及其及第落第等は目下調査中なり因に記す本廳に於ける監獄書記看守長特別任用試驗は明治三十一年二月を以て第一回を行ひ本回は則ち第二回なり

○茨城縣監獄署亡囚合葬建碑追吊法會式の概況

本縣監獄在監死亡者は細谷天海寺門光圓寺及千波圓通寺境外監獄墓地等に分葬し在りて滿三年を經過せしもの三百五十有六人あり今回之を監獄墓地に合葬し之か碑を建て碑は花崗石にして「合葬之碑」と四字を彫刻せり本月二日の日曜日を下し追吊法會式を執行せり當日の來賓は判事檢事部長警部警護士村長新聞記者と三十有七ヶ寺の住職僧侶及地方有志者にして無慮百五十有余名に及ぶ本日の概況を記せん左の如し

墓地隣接東方に位し芝生平坦なる地あり之を撰定し爰に來賓の控席數棟を仮設し之を休憩所に充つ而して式場石碑の前には清淨なる祭壇を設け周圍は總て帳幕を張廻はし其正面は僧侶右側は來賓左側を署員席とし盤前には赤青黃白色諸種的美麗

なる菓子を供へ又種々なる生花と造花を飾り實に善盡し美盡せり時に午前十一時を報するや式場には劉院たる奏樂は始まり此の時休憩所には撃拆の音起り典獄先導來賓式場に向ふ續て第二の撃拆あり教誨師先導僧侶之に伴ふ第三撃拆により署員一同式場に臨む一同席定むると奏樂は中止せられ有名なる北條祐賢導師の讀經初り夫より總員僧侶の一齊讀經あり了つて典獄裁判官署員等の吊文朗讀あり茲に再び劉院たる奏樂は起り此間典獄署員の焼香最終に當日出席したる囚徒三十名の内より撰抜したる最も行狀善良なる有賞囚二名を總代として焼香せしむ囚徒は何れも始終沈黙頗る感泣落涙赤心を露したり以上の式終へ再び前記順序により順次休憩所へ集合し晝餐(此時折語等)を了し夫より監獄教誨堂に於て左の略式を行ひ本日の式を終了せり

教誨堂佛壇前に建碑三分一程の模造碑形を安置し墓地式場に供したる略は同様の供物を飾り囚人一同を集め典獄先導來賓僧侶署員着席す於此僧侶の讀經あり終て囚人總代をして焼香せしめ夫より典獄の訓諭及教誨師の教誨あり右終て總囚に當日供

物の饅頭を分與喫食せしめたり右は一般囚人に非常なる感動を與へ隨喜の情を喚起したりと共に感化上絶大なる効力ありしもの、如く見受たり
本日朗讀の典獄判事檢事署員總代後藤第一課長岡部教誨師の弔文は左記の通りにして外二三の吊文ありしも之を略す
弔辭
古人云へるあり其罪を惡んで其人を惡ますと則ち其辜縱ひ囚人たるも死して祀らざるの鬼となる豈深く憐弔せざるへけんや茨城監獄の設けありて以來圜中に瘦死せしもの少しとせす而して歸する所なきもの毎に之を細谷天海寺酒門光圓寺及圓通寺等の各地に假瘞す今や其數三百五十六體に至る而して憑弔至らず願ふに神其れ焉んそ安するを得ん豈哀憫に勝へん方今文明の日に際し苟も會て、而して顧みずんば豈夫の幣を掩ひ幣を埋むの仁決に漏れしむるの憾なからんや因て地を千波圓通寺境外に卜し盡く改葬して之を一壘域に安措せしめ又爲めに一碑を建て以て表し爰に本日をして其弔祭を行ひ聊か冥福を修む嗚呼其罪過や死と共に既に消滅に就くも其魂魄や豈存留するなからんや則

ち庶幾は其靈爲めに其所を得て慰安する所あり以て髣髴として來り享んことを聊か一言して以て告ぐ

明治卅二年四月二日

茨城縣典獄正入位 野口 謙造

亡囚祭

魂飛筑波雪魄化仙湖沙三五六體靈今朝思莫邪
亡魂のしるやしらす哉祭そある

今日の惠の枯骨にまて

己亥四月二日 判事從六位 高橋 正義

祭文

生者必ず死あり死は生の果にして而して生は死の因也生物の寂滅元と天則に出つと雖も一世の事業之か爲めに終了し毀譽の月且之か爲めに確定す故に一朝重症に罹るや病床親族の看護あり枕頭故舊の慰籍あり夏水冬符求めて而して獲ざるなく欲して而して遂さるなき輩と雖も畏死の至情懊惱苦悶言ふに忍びざるものあり夫然り然るに身は刑辟に觸れ體は圜圜に繋かれ而して病體之を襲ふ醫藥備らざるに非ざるも看護盡さるるに非ざるも嚴正なる獄則は狼りに親族の出入を容さず冷なる鉄窓

の幕は到底暖なる故舊の情誼を夢みず嗟終焉此の如きは人生悲惨の極なり又々彼の死刑の執行を受け絞臺の露と化したる者若くは被告人の拘禁を受け未だ公判廷に出て辨疏を爲すに暇あらず忽ち病を得恨を吞て斃れたる者の如き公權の作用止むを得ざるに出づと雖も彼等の心情亦實に憐むべきに非ずや况んや驟寡孤獨死して歸する所なく香華捧ぐる者なく空しく寒叢に腐朽するの徒に於てをや彼等既に生に處する所以を知らず死して幽魂の安ざべき所なし嗚呼何ぞ哀憫に勝へん古人其罪を惡んで其人を惡まず其辜縱ひ囚徒たるに當るも死後何ぞ咎むべけんや然るに會て、顧みず彼等をして不祀の鬼たらしむ曾に人道に於て憾なき能はざるのみならず抑も嚚代の恨事に非ずや野口君典獄此に感あり本縣監獄創設以來仮瘞せる亡囚三百五十有六を聚め之を千波湖畔圓通寺境外に改葬し碑を建て本日をして弔祭の式を擧ぐ誠に美事と謂ふべし蓋し亡囚の靈爲めに其所を得大に慰安する所あらん不肯健兒乏を水戸區裁判所檢事兼水戸地方裁判所檢事に承く犯罪の檢舉遺算なきを期すと雖も今や此末班に列し豈に一掬の涙なからんや則ち清

酌庶羞の典を具へ以て聊か感ずる所を告ぐ庶幾くは髣髴として來り享けよ

明治卅二年四月二日
偷事徒七位 和田 健兒

弔 辭

本縣監獄に繋がれ不記の鬼となる者其數三百有餘體假りに細谷酒門十波等に分葬す今茲に四月二日千波圓通寺境外監獄墓地を下し之を合葬し碑を建て其靈を祀る嗟呼死者の魂魄地下に迷ふや久し今や幸に此舉に逢ふ死者夫れ瞑目すべし茲に一言を述べ弔辭となす幽魂靈あらば請ふ來り饗けよ

明治卅二年四月二日

茨城縣監獄署員總代

茨城縣監獄書記 後藤 重正

吊合葬詞

茨城縣監獄教誨師岡部慈圓華を供へ香を燒き本監死亡者合葬の靈を吊す嗚呼哀哉人生れて縲纆の辱を受け死して一片の香葬を回向し一日の冥福を修むる者なしとは人生の悲惨蓋し之に過たるはなし風の晨た雨の夕魂魄恨を吞て永く瞑目せざりしならん茲に典獄閣下の仁愛なる之を慈善の人に謀り

本年本月本日をして碑を建て樂を奏し經を讀み遺骨を合葬して其追福を營み給ふ黃泉途遙なりと雖も希は幽魂來て之か誠を享けよ

明治卅二年四月二日

茨城縣監獄教誨師 岡部 慈圓

○看守懲罰免職者報告

●德島縣報告 德島縣 和泉門 治
明治卅二年三月十三日免職

●滋賀縣報告 鹿兒島縣士族 池田善之丞
明治卅二年二月十五日免職

●廣島縣報告 廣島縣平民 赤井源九郎
明治卅二年二月二十日免職

●廣島縣報告 廣島縣平民 梓 熊 武 一
明治卅二年一月免職

●廣島縣報告 廣島縣平民 三宅多左衛門
明治卅二年二月免職

●廣島縣報告 同縣平民 山野 盛 一
明治卅二年二月免職

●廣島縣報告 同縣平民 同縣平民 同縣平民

同上

●鳥取縣報告

鳥取縣平民 竹井武次郎

明治卅二年一月

○兵庫縣在監死亡者追吊法

會

兵庫縣監獄署西村典獄以下職員一同相謀り明治十五年より全三十一年に至る十七年間に於ける在監死亡者二千八十六人の爲めに本月十二日を以て監獄署教誨堂に於て全日午後一時より最も盛肅なる追吊法會を營まれたり今概況を記さん其順序等左の如し
一 教誨堂正面には青簾を張り堂外には紫縮緬白布の幕を張り佛壇の裝飾最も莊嚴なく午後一時兼て合圖の號鐘と共に來賓僧侶及典獄以下職員教誨堂に臨む一同着席終るや號令の下に一齊囚人禮式典獄告示知事諭告次に市内重なる僧侶十名の讀經あり右終て本願寺特派赤松一等部教誨壇上に登り懇切教誨了りて一同退場兼て設けの事務室樓上接待室に於て茶菓の饗應あり式典の全く終りたるは午後五時なり右式場

に參列の來賓知事代理書記官、警部長、檢事正、檢事、

裁判所長、判事、區裁判所監督判事、出獄人保護院主事、授業場主等なり當日は折節朝來の寒風にてありしにも拘はらず如此盛大なる式典を行はる在監死亡者の幸福にして此厚遇に瞑すへきは勿論一般の在監人にもありても感化上大に裨益する所あるへしと信す知事諭告典獄祭文及び追吊會式場次第は左の如し

追吊會式場次第

- 一 號鐘 午後零時廿分
- 二 總囚線込 男囚全体
- 三 來賓及參列員入場
- 四 僧衆入場 惣囚禮式號令
- 五 一同立禮 惣囚禮拜號令
- 六 典獄告示 惣囚禮拜號令
- 七 知事諭告
- 八 一同着床
- 九 讀經 阿彌陀懺法
- 十 典獄燒香及祭文
- 十一 教誨師一同燒香々表日文
- 十二 各課所長燒香 囚人惣代燒香
- 十三 總囚禮拜號令
- 十四 僧衆退出 此時來賓參列員は着床の儘

- 十五 教誨師說示
- 十六 教誨 本山特派巡教師
- 十七 來賓一同退場 此時物囚禮式終令
- 十八 物囚拜禮
- 十九 物囚退場

以上

祭文

維明治三十二年二月十二日日本監死亡者の靈に告ぐ人生れて縲纆の身となり病て之を看護し死て之を祭葬する親戚故舊なく人生の不幸何ものか是れに過ぎん抑も生前汝等の罪科を犯すや終に此不幸を招き荆棘其墳土を没し風雨其墓標を拍つも嘗て一人の來り吊ひ一鞠の水一技の花を供するものなしと雖も汝等か生前に在りて若し能く轉迷開悟し醜然醜行を改むるあらば或は此の悲境に陥ずして已みしならん然るに今や幽明別路適ひて歸する所なく魂魄永く迷ひ何の處にか彷徨せん悽慘の極言ふに忍ひざるなり余等官に司獄に在る者惟ふて斯に至れば轉々憐憫の情に堪へず今茲に法師を聘し時差を具し罪員參列して始めて汝等の遺靈を祭る想ふに一回の法會一縷の香煙は汝等をして這界を脱離し佛果を受けしめ汝等

をして歸する所あらしめんとす吁嗟幾多の幽魂よ歸として來り響けよ

明治三十二年二月十二日
兵庫縣典獄正七位勳六等 西村 茂範
諭告

當監獄設立以來獄内に於て死亡したる囚人二千八十六名に達せり今度此の不幸なる亡囚の靈魂を慰せんが爲に本日茲に追弔會を行はせらるゝことになつたのである之に就ては當神戸市内の重なる御寺様の御住持方にも非常に心配せられ御忙敷中で操合せ御出被下て其の式を行はれる次第である殊に京都の御本山よりも態々赤松師を御遣し下され尙ほ式の後で汝等に難有御話しをして下されるのである亡囚の幸福は云ふ迄もなく汝等一同に取りても又實に此の上なき難有きことと思ぬればならぬ是れ畢竟汝等不幸なる罪囚の罪を惡んで其の人を惡ませ給はず死んだる者に至る迄も御慈悲を垂れさよ賜ふ御趣意に外ならぬことであつて誠に其加に餘る莫有ことである抑も汝等を監獄に入れて置くは決して汝等を懲らすが爲にあらぬ又汝等を苦むるが爲にあらざ全く汝等が罪業を滅し迷を醒まし善心に立歸らしめて人並に

寄

樂に専して行ける様に教へ導く御趣意なれば汝等日夜此の御趣意を忘れず難有き神佛の御教を己が心を映す鏡とも視て曲れる所あらば之を正し見苦しき所あらば之を改め放免後は生れ變りたる如き善人となて神佛の御恩 皇上の御恩に報ひ奉らんことを心掛ければならぬ

本日は知事閣下御病氣にて御臨席之れ無きに依り拙者名代として汝等一言教へ示すなり

明治三十二年二月十八日

兵庫縣書記官 武田千代三郎

表白文

教誨師 法留 乘順

敬白三界教主釋迦如來六八願王彌陀善逝稱讚淨土三部妙典八萬十二顯密聖教觀音勢至九品聖衆三朝淨土大師等總現不現前一切三寶而言

夫惟人身難受佛教難值然今吾等適享生忍界特蒙澤聖世幸遇斯真教現當益無窮然今爰悲哉吾同胞之内七情亂于内二業誤于外一朝觸法網多歲神囹圄不幸入鬼籍改悛不著効空吞萬斛恨永迷三塗賦罰當暑開聽已來其數實將不知幾于豈不悲慘之至極耶是以今回爲其諸靈見經營退吊之法筵不肖今承乏教務于茲謹莊嚴佛事招請諸淨侶奉讀妙寶典懇修報謝行梵唄聲清亮音響颯春

寄

書

○懲罰執行中の囚人に書籍の看讀を許されんことを望む

大阪府堺市 古新山生君

古に曰小人閑居而爲不善茲に於てか吾人思らく囚人中偶々獄則に違反し懲罰執行中徒手端坐の中に先非悔悟の情を惹起せしめんと欲するは恰も木に縁て魚を求めんとするの類ならんか其故何ぞや彼れ等の如き一旦國法に觸れ儼正なる自由刑の執行を受け居る身をも顧みず又もや獄則に違犯し懲罰せらるゝものゝ如きは胸中常に邪惡を以て充滿するものなれば徒手空坐は惡事の再行或は逃走等の方法手段を講ずる

書

の餘地を與るの嫌なしとせず故に吾人は懲罰執行中は時々教誨師或は典獄看守長等の監房訪問は勿論傍ら感化上最良書籍の看讀を許し毫も悪事再考の餘地を與へざる方針を執られんことを望むものなり凡そ人心の發動は自然の程にあらずして多くは物に觸れ言に感して開發するものなれば監房訪問の如き感化力の大なる事は今更咄々を待たざれども書籍看讀も亦與て力あるものと謂へし其れ書籍の人心に於ける恰も食物の身体に於けるが如し卑陋敗徳なる書籍は人心を害する事恰も粗惡腐敗の食物が身体を害する如し之れに反して常に最良書籍に親まば精神の善良なるは尙ほ滋養食物の身体善良を得るが如し實に書籍の感化力も亦大なりと謂へし

己上論じ來らば人あり或は云はん彼れ等の如き囚人をして書籍の看讀を許すときは懲罰の効なく反て慰樂的に屬すと嗚呼何ぞ思はざるの甚だしきや成程有害無益の書籍を讀て娛樂に迷ふものありと雖ども之れ等は皆看讀書籍を選擇せざる罪にして古來最良絶好の書籍を看讀して醒世せし例少なからざれば當路者たるもの宜く看讀書籍の選擇と個人的關係とを省察し懲罰執行中の囚人に書籍の看讀を許されんとを吾人は切望して止まざるものなり

○當局者に一言す

在神戸 夏川再生君

巡査看守は元と同等の位に居るもの也豈に上下の別あらん哉然るに俸給平均額 我縣巡査は十二に在つては巡査を高くして看守を低くするは何ぞ哉獨り我縣のみならず他府縣に於ても概ね亦た然り矣是れ縣會の決議に出ると雖ども未だ其の正鵠を得たるものと謂ふ可らざる也抑々俸給額は何に由て而して定めたる乎蓋し勞働社會に標準して而して算出せる也果して然らば何ぞ斯く高低を爲すの理あらん我其勤務巡査に比すれば看守は劇なること有り且雖ども寛なること無し其人物に於ても亦た看守は巡査に優ること有り且雖ども劣ること無し概ね其上に出ると雖ども敢へて怨言に非らざる也唯だ其職務に至りて巡査は人民を保護すると看守は在監者を戒護するとの別ある耳看守は巡査に下らざること夫れ此の如し然るに當局者は何を以て巡査に厚ふして看守を薄ふする乎又た俸給の定義は何れに在る乎實に其意の有る所を知らざる也思ふに當局者は所謂ゆる其堂に行きて未だ其堂に至らず其汗を吸ふて未だ其肉を喰はず即ち未だ其實地を詳かに爲さるもの也若し之を詳に爲るに於ては大に論る所ろ有るべし請ふ反省を煩はす

○謝 告

有益の寄稿編輯机上堆を爲すも量日に制せられ乍遺憾蕭蕭一二を掲ぐるのみ就ては次誌には保存の玉穂悉く掲載し讀者の清覽に供すべし聊か寄書家諸君に謝す